

中世陶器の生産経営形態

——能登・珠洲窯を中心に——

吉岡 康暢

序記

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 窯跡の分布と群構成 | 3. 室町後期越前窯の動態 |
| 2. 珠洲窯の生産経営形態 | 4. 珠洲窯の終焉 |
- 結言
-

序記

中世陶器の生産と流通の問題は、ひとり中世の産業構造の解明に資するにとどまらず、東アジア貿易圏における日本経済の特質を規定するテーマとして、注目を集めつつある。⁽¹⁾『日本の考古学（歴史時代 上）』VIは、三上次男・楢崎彰一氏の主導下に中世の各地域窯の動態を概括した最初の共同作業であり、筆者等は、能登半島の先端に位置する珠洲窯が、日本海々運に依存しつつ発展を遂げたことを強調するとともに、北陸・東北日本海域（以下、北東日本海域と略記）の珠洲系陶器が、基本的⁽²⁾に国を単位とする分業圏を形成していたとする予測⁽³⁾的見解を示した。本書の刊行後18年を経過し、各地で中世窯の追認・調査と消費遺跡資料が飛躍的に増加し、ようやく各地域窯個々の生産形態と相互の製品流通機構に巨視的な展望を与え、中世経済史で占める中世窯業生産の位置を明確化する条件が整ってきたと言える。しかしなお、中世陶器研究の中心課題は編年的研究の段階にとどまっており、以下に言及する若干の論考によって特定の中世窯について考察が深められたものの、全体的に前著から大きな進展を認め難いのが現状である。

かかる状況のなかで、生産形態について問題の進展を図るために、当面次の研究法が挙げられよう。

第一は、いわば最も正統的な方法であって、窯跡の分布、群構成（群一支群一単位群一窯跡）の分析から時期別生産規模、生産単位、ひいては生産力、労働力編成を推定する作業である。もちろん、この方法の厳密な適用を期すためには、窯跡関連遺構

序記

(窯体・灰原・作業場等)、さらには窯跡群の完掘が必要となるが、とりあえず分布調査あるいは灰原資料の整理によって、一定の成果が保障されるはずである。備前窯の綿密な分布・採集調査をふまえ、群の年代的成層関係、窯跡の立地移動、製品の器種構成の推移から、生産動向の史的背後事情を段階的に整理された間壁忠彦・葭子氏の⁽⁴⁾論説はその代表例と言える。

第二は、生産・消費遺跡出土の同時製作にかかることの明らかな一括資料について生産技術を観察し、主として工人集団の生産組織、分業形態を究明する方法である。多分に偶然的な資料の遺存に期待するところが大きいため容易に普遍化できないが、窯跡、各種消費遺跡の発掘調査事例が増加するなかで、当該方法適用の問題意識をもって現場に臨むべきであろう。この観点からする業績も、わずかに香川県水ノ子岩(小豆郡内海町)海底難破船出土の備前陶器約210個体について、生産技術(胎土・焼成・法量・器形・道具・加飾等)の精細な観察を実施した狐塚省蔵氏⁽⁵⁾の論説が注目される程度である。

第三は、特に第一の視点を継承しつつ、窯跡群の経営主体、ひいては他の生産部門との相互関連、中世陶器生産の特質の問題にまで立入って考察をすすめる際に要請される、考古資料と文献史料の整合的活用法である。この方法は、中世陶器の生産と庄郷あるいは領国経済との関連性の検証、在地領主層の関与の実態という歴史・考古学界の当面する課題に接近する有効な方法であるが、個別的な史実の叙述に限界性を有する考古資料と、窯業生産に関する直接的記述がきわめて稀な文献史料を整合させる媒体の設定に困難性を伴うため、説得的な史料操作を経た論説に乏しい。はやく檜崎彰一氏は、常滑窯の生産管掌者として長田庄司忠致に具象される庄官層を指摘し⁽⁶⁾、間壁氏は、備前窯の創成期において古来山岳霊場として地域民の尊崇を受けてきた熊山霊仙寺と生産集団との関連性を想定された⁽⁷⁾が、文献史料の制約もあって具体的な論証はなされていない。筆者もかつて、中世後期における珠洲窯の直接経営者像を、窯跡の分布と山野の用益権等をめぐる在地領主層の動向から、珠洲郡若山庄の刀禰(番頭)級有力名主層に求めた⁽⁸⁾が、なお工人の存在形態、生産組織および流通機構への関与のあり方等不分明な部分を多く残している。

なお、近年三好基之氏は、文献史家の立場から備前窯の生産・流通に関して示唆に富む見解を披歴されたので付言しておこう⁽⁹⁾。氏は、備前陶器が商品ないし商品の容器として描写されていることで周知される『一遍聖絵』に載せる、福岡市の地頭が備前南部の在地領主頓宮肥後弥三郎入道(吉井弥三郎)であり、近世備前窯の窯元、いわゆる土師家六姓にみえる頓宮氏と同姓であることに着目し、備前陶器の生産・流通の

管掌者像を推測された。また、文安2年(1445)『兵庫北関入船納帳』の分析から、備前窯の生産が夏期の農閑期を利用した季節的な農間副業であること、浦伊部港から積出された備前陶器が、特定の問丸配下の廻船によって畿内および隣接地域に回漕・売却されていたことを明らかにし、従来分明さを欠いていた中世陶器の流通機構に新知見を提示された。

以下、これら先学の研究成果に依拠しつつ珠洲窯を中心とする生産経営形態について論述するわけであるが、窯業生産に不可避的な山野の用益権を媒体とする旧稿の観点を継承し、窯跡の立地・群構成ならびに製品の器種別量的組成の推移と、文献史料に現れる在地領主層の動向に接点を求める、主として第一と第三の方法をとって生産構造の輪郭に迫ろうと努めた。ただ、第二の作業を経ないため工人の存在形態について定見を示すに至らず、また窯跡群の調査現状に拘束されて流通状態から生産動向を類推する個所が生じたため、全般に状況判断をある程度限定する予備的考察に終らざるを得なかったことを、あらかじめおことわりしておかねばならない。

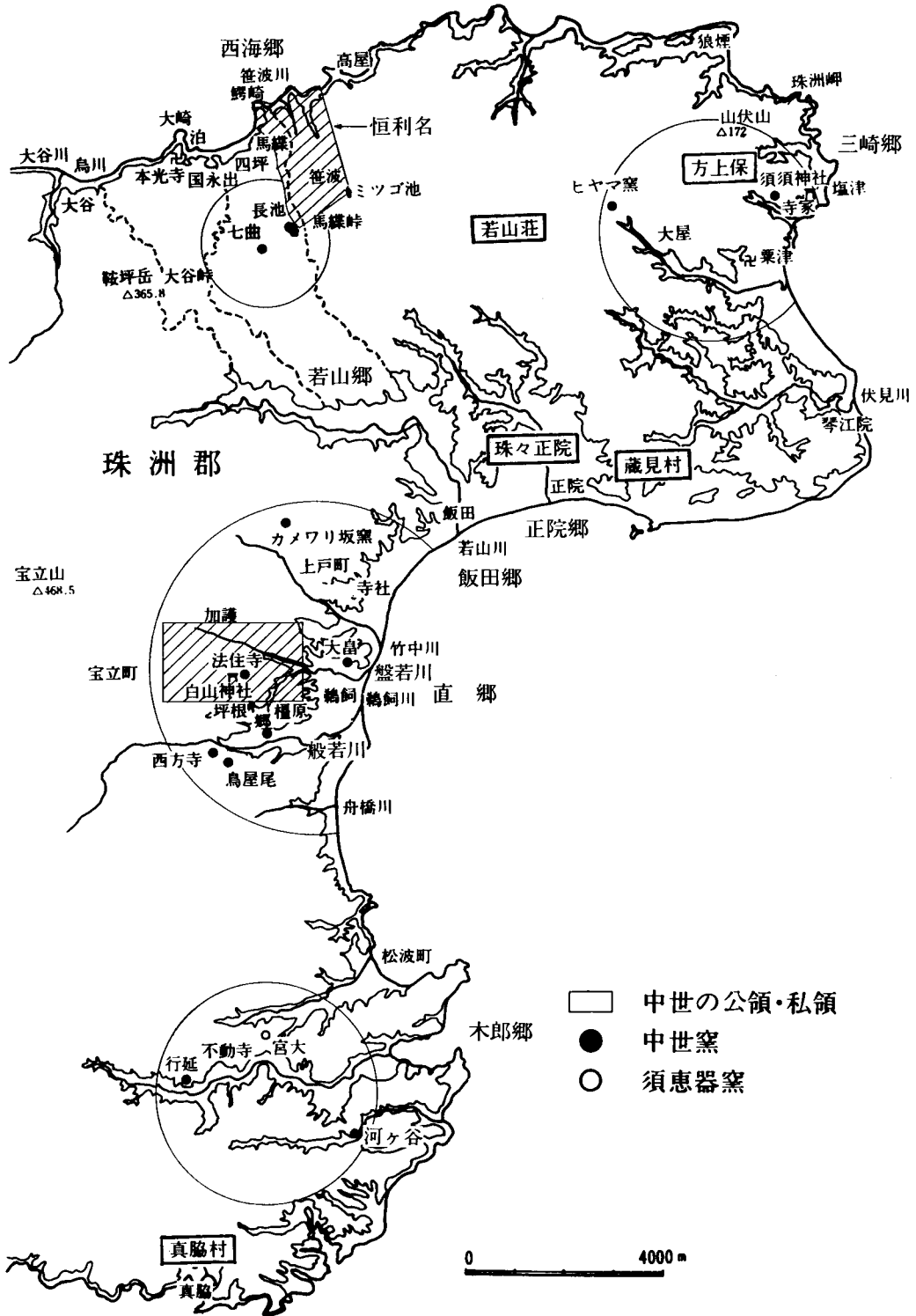
1. 窯跡の分布と群構成

珠洲窯跡群は、中世のほぼ全期間を通して稼動し、かつ年代的成層関係を継的に把握し得る殆んど唯一の須恵器系中世窯である。それゆえ、これの生産構造の解明は、たんに珠洲系ないし東日本の須恵器系中世窯のその規範となるのみならず、瓷器系諸窯を含めた中世地域窯の生産的動態に一定の映像を与えられるはずである。しかしながら、昭和60年までに珠洲郡・市で確認された窯跡は19基、窯構造を知り得るもの2基にすぎず、遺物の集成的研究の結果を援用しても不確定な部分が多く、なお予測的見解の提示にとどまらざるを得ない。もっとも、第2項以下で言及する流通状況からして今後かなりの窯跡の追認を見込むとしても、基本的群類型の設定に大幅な変更をきたすとは思われず、結論的に言って100基を越える窯跡群とは考えにくい。

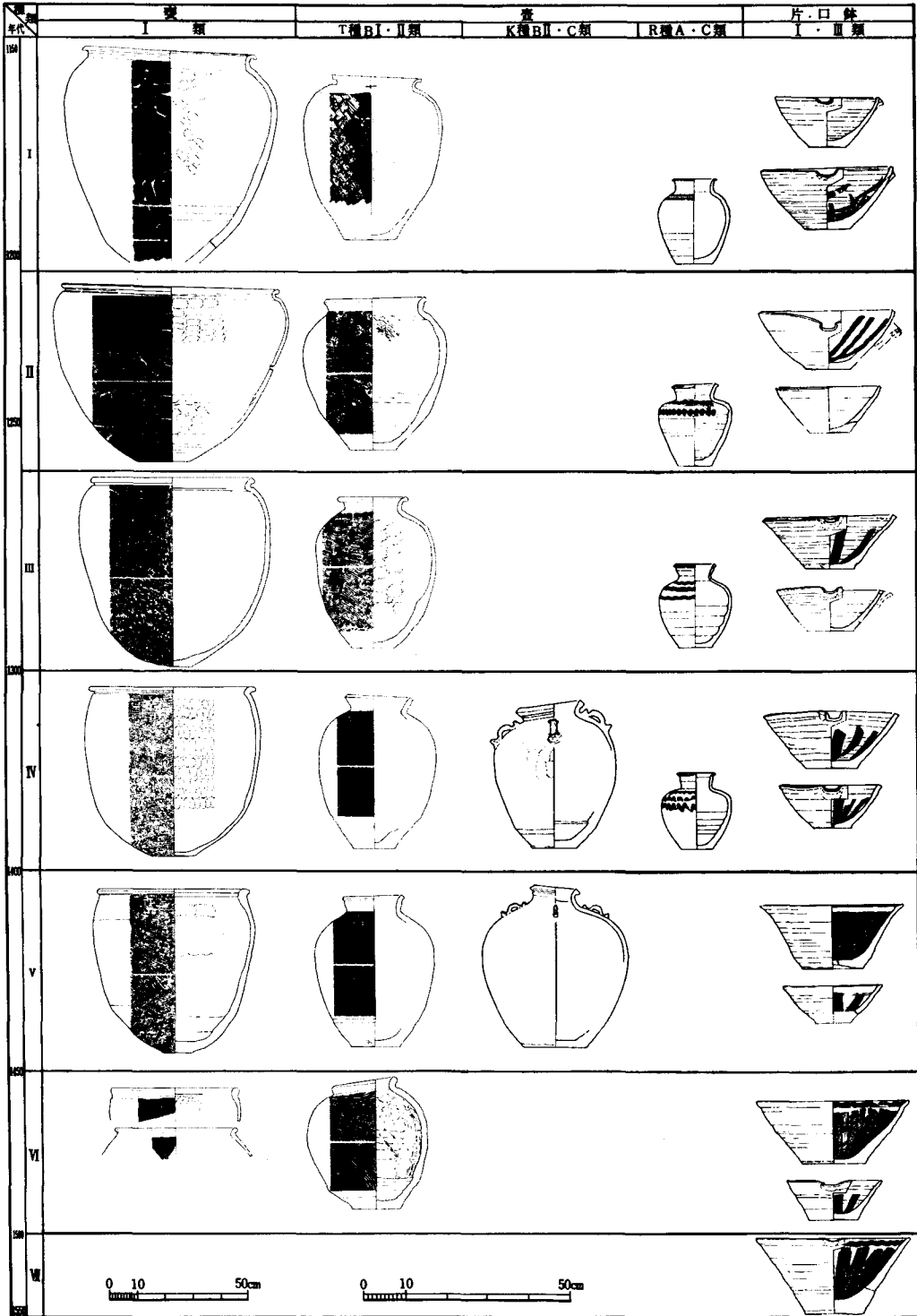
かかる観点から窯跡の分布を巨視的にみると、能登半島の先端、南北約18km、東西約10km圏内に4群が散在するが、外浦側に立地するのは馬繰群のみであって、他は内浦に面した中小河川流域に築窯されている。これら独立した丘陵や支谷等まとまりを持った小地形に密接して一定期間継的に稼動した小群を「単位群」、中小河川流域の小地域を基盤に操業時期の異なる複数の単位群より構成される群を「支群」として捉え、以下その立地と群構成を略述しよう(第1図)。

- (1) 三崎支群(珠洲市三崎町寺家・大屋, 2基)

1. 窯跡の分布と群構成



第1図 珠洲窯跡群関係要図



第2図 珠洲系陶器略編年図

1. 窯跡の分布と群構成

半島北東辺に位置し、約2kmを隔てて各1基が確認されている。窯跡分布の東限を占める寺家クロバタケ窯は、半島突端緑剛崎より直線距離にて約2.4km南方に位置する清治川河口を1kmばかり遡った、通称寺家谷北岸に湾入する小支谷の最奥部に築窯され、標高約40mを測る。また大屋ヒヤマ窯は、寺家窯の南西約2km、清治川から約1.3km南下し粟津川沿いに3kmばかり遡った支谷奥部の丘陵斜面に存在する。前窯は第Ⅰ期～Ⅱ期、後窯は第Ⅲ～Ⅳ期の遺物が出土し、周辺で複数基数の増加が見込まれ、一応継起的な展開を示す如くであるが、今後の調査によって別個の群に分解する可能性が強い。

(2) 宝立支群（^{うえど}珠洲市^{じしや}上戸町^{ほうりゆう}寺社、^{おばたけ}宝立町^{ごう}春日野^お小字^お大島・法住寺、^{とや}柏原^お小字^お郷・西方寺・^{とや}鳥屋尾、14基）

若山川流域とともに奥能登で最大規模の穀倉地を擁する竹中川・盤若川・鵜飼川流域の丘陵地、東西3km、南北5km圏内に所在する6単位群を包括する珠洲窯の中核支群である。このうち確認し得る最古の窯跡である寺社カメワリ坂第1・2号窯は支群の東辺にあって、汀線から約2.5km内陸へ入った標高約180mの稜線上に、約50mの間隔をおき第Ⅰ期に帰属する2基が築窯されており、第2号窯の遺物に幾分後出的様相が看取されることからすると、連続的に1基ずつ操業したかと推察される。地形からみて直接後続する窯跡が付近で発見される可能性は稀薄で、第Ⅱ期以降、南方の平地に面する河岸段丘ないし丘端に立地を移して、複数の単位群を形成した母核と見做すべきであろう。

大島窯は、寺社窯の南約3km、竹中川と盤若川の間隙に突出する丘陵基部から300mばかり入った小支谷の奥部斜面に築窯され、寺家窯と占地が近似する。第Ⅳ～Ⅴ期に亘る単独窯であるが、将来1単位群を形成するであろう。大島窯の南西2km強、盤若川河口から800mばかり入った中流域南岸の丘麓斜面に併築された法住寺第1～3号窯は、第Ⅱ期・Ⅳ期の操業が確認される典型的な単位群である。将来付近でさらに基数の増加が見込まれる。さらに、鵜飼川を3kmばかり遡った中流域の河岸段丘縁辺に馬蹄形に窯跡が散在する。郷カマノマエ第1～3号窯、鳥屋尾窯は、それぞれ第Ⅱ～Ⅴ期と第Ⅱ～Ⅳ期の遺物が出土しており、併存して稼動した別個の単位群とみられる。また谷最奥部近くに位置する西方寺第1～4号窯は、第Ⅳ～Ⅶ期に亘り存続した珠洲窯後半段階に属する、おそらく唯一の単位群と考えられる。

(3) 内浦支群（珠洲郡内浦町行延、河カ谷2基）

鵜飼川から約7km南下した九里川尻川と支流白丸川の狭小な支谷北岸の丘麓に所在する。第Ⅱ期と第Ⅳ期の単独窯であるが、今後継的に展開する支群として膨張する

と推定される。

(4) 馬縹支群 (珠洲市馬縹, 1基)

外浦海岸から直線距離で約2.5km, 内浦と外浦を結ぶ大谷峠と馬縹峠中間の丘陵地の一隅通称カメガ谷にあって標高約200mを測り, 珠洲窯中最高所を占める。南に開けた小支谷の奥部に築窯され, 基本的な占地は寺家窯・大島窯に近い。第Ⅲ期を主体とし, 一部第Ⅱ期の遺物を出土する。

上記の支群構成を編年的に整理したのが第1表である。

第1表 珠洲窯跡時期別構成表

年代	内浦		馬縹		宝立							三崎		窯跡時期			
	不動寺窯	河ヶ谷窯	馬縹窯	鳥屋尾窯	四号窯	二二号窯	西方寺一号窯	三二二号窯	郷一号窯	二二二号窯	法住寺一号窯	大島窯	二二二号窯		寺社一号窯	大屋窯	寺家窯
1150																	I
1200																	II
1250																	III
1300																	IV
1400																	V
1450																	VI
1500																	VII

ここでまず問題となるのは, 法住寺第1号窯, 郷第1号窯, 鳥屋尾窯の如く複数窯式に亘る遺物を出土する窯跡(灰原)の理解である。この点については, 珠洲陶器が北東日本海域から北海道南部を包括する広域流通圏を形成し, かつかなり綿密な分布調査が行われてきたにもかかわらず, 窯跡が20基未満にとどまっていることと関連させて, 同一窯の改修築による長期の操業期間を考慮する必要があるかにみえる。しかしながら, 灰原試掘の段階で第Ⅱ・Ⅳ期の遺物を得ていた法住寺第3号窯の発掘所見によれば, 10m(推定窯体主軸間水平距離)足らずで隣接する第2号窯灰原との重複によって生じた現象であり, 窯体床面下に塗り込めた状態で検出された2窯式に亘る遺物も, 前庭・灰原中の先行窯式遺物が床面造成時の補強用材ないし焼台に使用され

1. 窯跡の分布と群構成

たことを示すと考えられるのである。⁶⁰したがって、珠洲窯の場合1基の稼働期間が他の中世窯より幾分長かったとしても1窯式（およそ50年）を越えたとは到底考え難く、前記複数窯式を出土する地点には、近接して複数の窯跡が潜在すると考えねばならない。法住寺単位群も、第Ⅲ期の遺物量が僅少なことを考えると、なお付近の丘麓に数基ないし以上の窯跡が存在し、第Ⅱ～Ⅳ期に亘り各期2基程度よりなる単位群が形成されていたと推定される。宝立支群を構成する前半期の郷・鳥屋尾、後半期の西方寺の各群は、立地からしていずれも3窯式程の期間に亘る単位群を予想してよいであろう。

しかし、狭隘な小支谷の最奥部付近に築窯された寺家窯、馬縹窯等単独窯的なあり方を示す窯跡は、数m間隔で窯跡が併列・密集する立地空間に恵まれず、付近の支谷に分散的に築窯されたか、あるいは1、2窯式程度で廃絶するタイプの単位群であろう。そう仮定すると、今後の精査によって宝立支群は創生期より終末期まで継起的に操業を持続しただけでなく、生産規模においても他の支群をはるかに凌駕する、中核支群としての性格が一段と鮮明化するものと考えられる。このようにみえてくると、珠洲窯が単位群を生産の基礎単位として存続していることは明らかであり、複数の単位群より構成される中核的な宝立支群において、生産集団が一元的に統括された可能性を検討する余地を残すのみで、他の3支群は2～3窯式に亘って継起するタイプ、単独窯ないしそれに近いタイプのいずれにしても、一定期間独自の生産活動を維持したと判断してよいであろう。

以上、(1)珠洲窯の生産の基礎単位が「単位群」であること、(2)単位群は2窯式を越える相当期間に亘り数基ないし以上が継起する場合と、第Ⅲ・Ⅳ期を中心とする膨張期のみに移動した単独窯的なあり方を示す2類型が認められること、(3)珠洲郡域に亘り広域に4群が散在する反面、窯跡の大半が集中する中核支群が実在すること、がほぼ明らかとなった。ここで、越前窯および常滑窯の群構成と対比することによって、珠洲窯の単位群の特質、ひいては生産構造にみる地域差の一端を窺ってみよう。

越前窯は、水野九右衛門氏の積年に亘る踏査と田中照久氏等の努力によって、福井県丹生郡織田町・宮崎村から一部武生市を包摂する東西、南北各約4.5km圏内で約170基の窯跡が確認されており、珠洲窯が宝立支群を中核としながら広域に小群が分散するのときわめて対照的である。越前窯の群構成の明細については、編年的研究の補正とあわせて今後にもたねばならないが、⁶¹おおづかみに言えば、丹生山地の中央を北流する天王川西部丘陵の支谷縁辺を中心に約30群がブロック状に分布する。ただし、現在の知見では、初現的な越前窯は須恵器窯の分布圏南西限に当たる天王川東辺小曾原^{おそはら}

地区で終期須恵器窯と錯在する形で成立し、鎌倉初期頃には対岸南西の増谷支群、熊谷支群下向群、やや遅れて北辺の織田支群西山群へ転移している。そして、鎌倉中期には、南グループは熊谷支群水上群・釜屋谷群からさらに北進して、小熊谷支群奥堂ノ谷群、平等支群上大師谷群に、また北グループは南下して焼山支群上木松郎群に核を形成し、この段階で支群として完結をみる如くである。さらに、鎌倉後期～南北朝期は、支群内部ないし平等支群のように一部隣接地区に単位群を派出する二次的拡張・膨張期と捉えられている（第3図）。

鎌倉前・中期を画期として形成された最大5～6の単位群を包括する3グループ程度の、おそらく生活拠点（村落）を異にする集団が南北に併存し、単位群を派生しつつ操業を持続したと考えてよいであろう。ここで越前窯で単位群とした小群のあり方は、1群数基～10基前後の構成基数が一般的で、大体1～2窯式の年代幅におさまるようである。水野氏はこうした単位群の存続時間が、40～50年を周期とする燃料の切り廻しによって規制されると想定し、単位群では原則的に2基が同時に稼動することにはなかったと推定する。単位群の存続年次（同時稼動窯数）についてはなお検討の余地を残すが、それが急増する鎌倉前・中期には7～8群、室町前期には10～12群程度の単位群が抽出でき、一時期の最低限の稼動窯跡数と推定される。そして、鎌倉後期から室町前期にかかる窯跡数が、総数的170基の過半数を占めることは、当該期の製品が少量ながら北東日本海全域で検出されるようになる状況とも、よく一致をみるのである。

次に、総数3,000基を越えると言われる常滑窯の群構成の明細は公表されておらず、群単位の調査例も多いとは言えないが、例えば6小群22基が発掘対象とされた知多郡阿久比町福住窯跡群の場合、約30mの小丘北斜面に併列する第1地点8基の構成は、鎌倉初～末期（瓷器系陶器、いわゆる行基焼第Ⅱ型式）2基、室町前期（第Ⅲ型式後半）6基（ただし時期により占地は異なる）、西方に散在する3基のうち2基は第Ⅱ型式（1基未詳）、東方約30mの南斜面に密集する4基、北東方に遊離した第4・5地点の2基と4基はいずれも室町中期、第6地点の1基は平安末期（第Ⅰ型式終末）と報ぜられ、小群の規模が時期により一様でなく室町前期（第Ⅲ型式前半）が欠落しているが、隣接地区に展開し室町前期の窯跡を含む大高山窯跡群をはじめ、鎌池・明治池・仲之廻間池の径約6km圏内に所在する各群と補完関係を有する小群の複合体が、珠洲窯の単位群に匹敵する内容を具備しており、彼我の生産規模の較差を端的に反映している。常滑窯の群構成についてこれ以上立入った分析を加える素材を持ち合せないが、単に生産規模の差異のみならず、群内ないし群相互で器種別分業体制が確立し

ているのが注目される。すなわち、さきの福住窯跡群についてみると、第Ⅰ・Ⅱ期の窯跡は埴皿・片口鉢類、第Ⅳ期の窯跡は全て甕壺類を主体に焼造しており、しかも前グループのうち片口鉢類を量産していたのは第4地点の2基に限られていた。同様の事象は知多半島で普遍的に認められ、⁴⁹⁾現在設定されている約50の窯跡小群の範囲を越えて、器種別分業体制が貫徹していたことを知ることができる。

上記によって、同じ「単位群」として処理してきた小群は、数基～10基前後、3窯式程度の年代幅を持って継起し、基本三種とともに各種瓶類をはじめとする地方領主層の宗教的奢侈的嗜好に応ずる特注品の比重がやや高く、かつ15世紀前半代まで製作を持続した珠洲窯、1単位群数基～10基前後、1～2様式に亘り、製品がほぼ基本三種に限られた越前窯、1様式に帰属する複数の群より構成される20基前後が珠洲・越前窯の単位群に匹敵し、かつ小群相互間で埴皿類と甕壺・片口鉢類の器種別分業生産がみられた常滑窯に大別できる。3地域窯の単位群に示された相異が、瓷器系、須恵器系の技術系列の違いはあるものの、生産規模、存続期間と分業関係の地域差一珠洲タイプ、越前タイプ、常滑タイプとして一応類型化することは可能であろう。それが生産組織ないし経営主体の構造的性格的差異と具体的にどうかかわるのかは、今後の課題としたい。

2. 珠洲窯の生産経営形態

前項で珠洲窯の群構成について多分に予測をまじえながら観察を加えた結果、郡内に散在する単位群が生産の基礎単位であること、越前・常滑両窯のそれと対比すると、構成基数（同時稼働基数）が小規模で、器種別分業体制が未発達な、相対的に狭域分業圏を基礎とする群類型として把握できることが、ほぼ明らかになった。本項では、文献史料をも援用しつつ珠洲窯の生産をめぐる領主各層の動向を探ることによって、単位群の史的性格一珠洲窯の経営者像に接近してみたい。珠洲窯の生産構造および管掌形態は、当然のことながら段階的に変質を遂げているはずであるが、第1段階（第Ⅰ・Ⅱ期）については、珠洲窯の成立とかがわって多面的な論述を必要とするので稿を改めることとし、ここでは主として第2段階（第Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ期）における珠洲窯の生産経営形態について述べ、第3段階（第Ⅵ・Ⅶ期）については珠洲窯の終焉と関説して次項で言及する。

さて、第2段階は、第Ⅱ期（13世紀前半代）を中心に相当量製作された各種の瓶類・経筒・仏神像など寺社をはじめとする在地の特定階層の特注品、櫛目波状文・押

2. 珠洲窯の生産経営形態

印文を基調とする装飾壺や刻画壺の減産に伴う器種構成の単純化、甕壺類の製作工程や加飾法の簡略化にみられる、一定の量産体制が確保された発展・膨張期であった。特に第Ⅳ期（14世紀代）は、量産の最盛期を招来した画期であって、中核的な宝立支群では法住寺地区のように複数の本期窯を含む単位群が認知され、新たに大島・西方寺両単位群を派出するとともに、珠洲北端の三崎支群がおそらく単位群を異にしなから存続し、郡南辺の内浦支群でも操業が持続され分布圏は最大の拡がりを見せる。これら単位群中に含まれる第Ⅳ期の窯跡は、前記単位群の分散性・完結性からして同時に存在した公算が大きく、しかりとすれば最低7基程度が稼動していたこととなる。ところが次の第Ⅴ期の窯跡は、現在までのところ宝立支群郷・大島・西方寺単位群で見出され、第3段階の生産地特定への示向が読みとれる。このことは、器種構成における基本三種の均衡が崩れ、片口鉢類の絶対量の飛躍的増加と甕壺類の大幅な減産となって現われている（後述）。そして、第2段階から第3段階にかけての生産動向は、珠洲窯の経営者像に若干の示唆を与えてくれる。すなわち、単位群に表徴される経営の小規模性と分散性に加えて、第Ⅳ期をピークとする発展期に限って単独窯的なあり方のまま中絶し、第Ⅴ期以降へ継起しない単位群の存在にみられる不安定性は、一定の量産に伴う需要の飽和状態にいたれば、比較的容易に放棄される程度に專業度の低い経営体によって、生産が維持されていたことを物語る如くである。つまり珠洲陶器の生産は、基本的に珠洲郡内に散在する、比較的小規模な経営体の農閑副業として展開していたと一応想定されるのである。

ここで、珠洲陶器の生産が農業生産に直結した商品生産であることを前提として、第2段階における「量産」を定量的に試算してみよう。三渡俊一郎氏は、常滑窯の小群が5～7基程度よりなる場合が多く、1様式30年前後の時間幅で継起的に稼動したと仮定し、1基当りの操業期間を約5年と推定された。この推定を珠洲窯にそのまま適用すると、総数約50基、同時稼動基数を1基と見積っても、その存続期間400年余の過半に達する程度となる。三渡氏の算定法では1様式の存続時間と小群内の同時稼動基数の二つの不確定要素が介在するので、以下、1回の焼造量を基準に灰原の堆積量から試算してみる。第Ⅳ期に帰属する法住寺第3号窯は4枚の床面が検証され、全長9m以上、最大幅3.6mを計測し、平面長舌状を呈する半地下式窖窯である（第4図、写真図版1）。窯体の容積に各器種法量・量比を勘案して割付けると、甕類25個体、壺類他25個体、片口鉢類30個体計80個体程度が1回の平均的な窯詰量とみられ、灰原推定面積約300㎡に廃棄された個体数を損耗率約20%とみて前庭部の発掘個体数約270個体で除すと、本窯の生産総量約12,000個体の数値を得る。

問題は年間焼成回数であるが、これは生産集団の存在形態、社会的分業の進展度と深くかかわるだけに慎重な検討が必要であるが、10数人をそれほど越えない小集団による燃料・陶土の獲得、素地作りから製作、窯焚にいたる一連の作業工程を勘案して、年間の火入（窯立）を最高2回程度と仮定すると、年間生産量200～300個体前後（甕壺類他と片口鉢類各100～150個体）を、約30年間に亘り150回余焼成したこととなる。30年間の耐用年数は一般の推定値よりかなり長い、これを10年程度に短縮すると年間7～8回前後焼成したとせねばならず、多雨降雪期間の長い北陸の風土的特性や珠洲陶器の強還元長時間焼成技術からして考えにくく、なお灰原遺物個体数の算定基準、操業期間、ないし焼成回数のいずれかが不確定な余地を残すものの、一応の目安となろう。それゆえ、珠洲窯では第IV期に7～8単位群で各1基の同時稼働基数を見込んで、年間生産量は1,500～2,500個体どまりとなり、単位群の消長からしても窯業の生産性ないし所得の過大評価は慎しむべきであろう。

三好基之氏は、文安2年（1445）、浦伊部港から兵庫北関へ米・雑穀類とともに回漕、陸揚げされた備前「ツホ大小」が1,030個体（1・2月分欠）であったことを紹介された。15世紀前半代は備前窯の飛躍的な上昇期であり（後述）、水ノ子岩海底難破船の如く210個体（甕類40、壺類100、片口鉢類70以上）を積載した大形廻船を含め西日本一帯の他の港湾への積出分の一部とはいえ、前記兵庫北関への出荷物が瀬戸内の拠点的海港に出店を有する問丸南ノ二郎三郎によって独占的に売却されながら、21回に分け30～80個ずつ地廻り廻船によって運漕されていた事実は、中世陶器の商品化の現実を示す点でまことに興味深い。

ところで、上記概述した珠洲窯の第2段階の生産動向は、越前・常滑両窯で一般的な1様式をそれほど越えない時間幅で継起する単位群と異なり、存続期間が2～3窯式に亘ることと広域に分散することに留意し、旧稿では各単位群を個別に完結した小経営体と理解して論述した。個々の単位群の把握が不十分な現況では、今後の調査によって、単一の工人集団により断続的・巡回的に設定された生産の場である可能性も残されているが、単位群の評価が生産および経営形態を規定する基底的要因となるので、工人集団の存在形態とかかわらせ若干補足しておきたい。

珠洲窯では、さきに指摘した複数の単位群より構成される宝立支群が顕在し、工人集団および中核的な経営主体の拠所を明示している。したがって、単位群を特定の管掌者に一元的に統括された工人集団による季節的巡回・操業、あるいは他窯の単位群がそうであるように、焼山・陶土を求めて移動した結果とみることの可否が検討課題となろう。その場合、単位群相互関係の認定は、群別の製品の形態・技法差が認めら

2. 珠洲窯の生産経営形態

れない以上、特定の刻印・叩打原体等による検証手続きを必要とするが、管見では異なる単位群で同一器具の使用が確認された例はない。また、陶土・焼山を求めて移動した足跡とするには、各単位群の長期に亘る操業、および後述する如く一部公領にまで広域に散在する点で留保される。しかし反面、4支群を構成する個々の単位群の全てを生産＝経営主体とすれば、工人集団を内部に包摂する小経営主が競立していたこととなり、生産技術の画一性からして理解し難いことも確かである。単位群の実態と相互関係の認定が不分明な現況で、これ以上仮定を重ねるのは危険であり、単位群ないし支群毎に工人小集団が実在したのかは即断できないが、支群が中小河川流域を基盤とする「郷」単位に所在し、内浦側の3支群が第Ⅰ期から稼動していることを考慮すれば、宝立支群を擁する直郷ただに工人が集住し、支群＝「郷」域毎の経営主の依頼に応じて、巡回・出職の形で窯業生産を行っていた可能性をも想定して記述を進めたい。

次に、かかる考古学的知見をふまえ、文献史料と整合させつつ珠洲窯の生産経営形態に接近してみよう。

珠洲郡の大半は、寛治年間(1087～93)に能登守を務めた源俊兼により私領化され、子季兼より皇太后宮藤原聖子(崇徳上皇后)に寄進して、康治2年(1143)に成立をみた若山庄に包括される⁶⁴。本庄は、その後九条家(本所)に伝領され、日野家(領家)が預所職を領掌して庄務権を握った⁶⁵。珠洲窯を構成する支群・単位群のうち、核的な宝立支群および内浦支群の所在する直郷・木郎郷もくろうは、当初より若山庄域に営まれ、馬縹支群を含む西海浦は遅れて12世紀末葉頃までに庄域に編入されたとみられるが、寺社窯とともに創成期に操業を開始した寺家窯は、国領方上保内に築窯されたと推定される(第1図)。

このように、一地域の窯跡の分布が単一の庄域に限定されず、庄・国領の相伝とも一応無縁と考えられることは、加賀窯、越前窯等でも同様であるが、反面、一部公領におよぶとは言え、珠洲窯の分布が若山庄域に限定されていることは、その成立の現実的契機を考定する上で示唆的であり、工人集団が若山庄の経営にかかわる領主層と、ある種の社会経済的関係を介して開窯したことを推定させるのである。その関係を具体的に特定するに至らないが、少なくとも窯業生産物が現物の公事・雑役として、庄領主の直接収取の対象とされなかったことは、近畿地方における各種中世遺跡の莫大な発掘資料中に珠洲陶器を検出できず⁶⁶、その生産が庄園制収取機構の枠外におかれていたことを示すと解されよう。中世前期の手工業者の存在形態は、一般に権門・官司に奉仕し恒例臨時の召物等を備進する代償として、給免田の給付、あるいは雑公事・

在家役等の課役免除と生産物の独占的販売の特権を確保したとされている。かかる関係は、網野善彦氏が主唱される、天皇一撰関家・諸司から諸国市津泊関渡等の通行権と交易権を公認され、全国的規模で行商する供御人・神人等の集団⁶⁰のほかに、地方の国衙や有力寺社に直属する多様な給免田受給手工業者群の实在が知られている⁶²。そして、国衙や有力寺社配下の工人中に、しばしば「土器作（造・手・工・師）」⁶³が見出せるが、ここに現われる「土器工」は、日常用器ないし仏事祭祀用器として大量に消耗された土師器を指し、貴族官僚層の奢侈的な嗜好とは無縁の厨房用貯蔵・調理器で、かつ耐久性に富み需要量の限られる中世陶器生産者は該当しないと考えられることは留意すべきであろう⁶⁴。

珠洲窯を含む中世陶器工人が非給免田受給工人とすると、前記の如く珠洲陶器の生産形態を農間副業と予測する私見では、珠洲窯の成立が、遠来の工人集団による国域を越えた広域市場を対象とする商品的生産を前提とした突然の開窯であるだけに、工人の農業経営への関与の仕方が問題となる。この点の実態の究明も今後の課題であるが、定定的かつ農工未分離な生産形態によって、地域間広域交易向けの民間必需の非自給物資を供給しつつけたと考えると、領家日野家と工人集団の直接的な社会・経済的關係とするよりも、在地の諸權益を実質的に掌握する有勢者を経営主体に同定するのが妥当のように思われる。特に、珠洲陶器の生産工程にみられる、須恵器窯の数倍の容積を有する大形窯窯での焼造に必備な莫大な燃料資源（焼山）の確保、国域を越えた須恵器よりはるかに広大な市場を保持するための流通機構への恒常的関与が、家族的小経営あるいは生産集団独自になされたとは考え難い。特に前者は、形式上庄務権を握る在京貴族の権限に帰属するとは言え、村落共同体成員の生活権と深くかかわるだけに、在地領主の媒介が不可避的条件であったことは贅言を要しまいと思う。そして、工人の行動範囲が、珠洲一郡＝若山庄域を越えないと言う定着性と農工未分離と推定される存在形態の反面、13世紀後半代以降、北東日本海域一帯に流通圏を確保した、商工分離を基軸とする地域間交易物資の生産形態は、天皇権によって通行・交易権を保障され、全国的規模で組織された神人・供御人集団や、中央権門社寺と結ぶ座手工業集団と異なる生産経営形態の可能性も含めて検討をすすめるべきであろう。

そこで、最初に検討の対象となるのは、相互補完的に権力機構を構築していた、庄領主・国衙・幕府の公権を帯する在地領主層であるが、前記若山庄の成立経緯から窺われる如く、郡域を単位とする有力な在地領主は存在しなかったとみてよかろう。もちろん、庄・公領の画定される前後には、律令的郡郷から中世的郷保への再編が進行し、開発領主の私領拡大行動もみられたはずであるが、具体的な動勢を知ることがで

2. 珠洲窯の生産経営形態

きない。⁵⁸鎌倉政権成立後の当庄地頭は、下野国茂木保5カ郷に本貫を有する関東御家人茂木(八田)知家が実朝在任中(建仁3・1203年～承久元・1219年)に補任され、以来13世紀代を通して累代相伝しているが、下野国真壁郡内4カ郷および紀伊国賀太庄等の地頭職を兼務しており、⁵⁹当庄へ入部した形跡はなく、「地頭代」によって業務が執行されていた如くである。⁶⁰

また、庄官については、文永4年(1267)、打波右衛門尉、永仁5年(1297)、預所某がそれぞれ法住寺・白山神社への田地寄進、⁶¹神田安堵にかかわって散見する程度で系譜的脈絡を辿るのは困難であるが、遅くとも13世紀中葉以降、庄務の担当者として登場する本庄氏の動向が注目される。すなわち、康元元年(1256)、田所宗光の参洛に際し、以後、「番頭百姓等」が負担する「夫役草手」を「一庄平均可致其沙汰」旨指示した日野家下文に姿を現わすのを初見とし、⁶²応長元年(1311)には法住寺寺僧の要請によって、同寺域四至の安堵とあわせて庄民の林木伐採を禁じた「藤原宗信」も、「宗」の通字からして本庄氏の一族とみられ、13世紀代には下級庄官として在地の権益に深く関与する立場にあったことが知られる。その後の本庄氏の足跡については、14世紀後半代に友宗が馬躰浦恒利名主秦氏に同名内山林を譲渡し(文和5・1356年)、あるいは宗成が同浦本光寺に吉弘名の田地1段、島1所(応安元・1368年)、⁶³同恒利名の田地2所(永和2・1376年)を寄進していることから、日野家雑掌として庄務を管掌するとともに、若山庄の外港を擁する西海浦内に、在地領主としての足場を保持していたことが知られる。また、戦国期に下り史料の可信性に問題を残すが、「天文年中旧書写」には、若山・直両郷の中間に位置する「上戸」の領主として「本庄殿」を載せるものの、⁶⁴経済基盤の具体相は詳らかでない。ただ、南北朝期における本庄氏の存在形態は、至徳2年(1385)、宗成が鳳至郡櫛比庄総持寺の寺領を安堵し、⁶⁵嘉慶元年(1387)、鹿島郡能登島庄向田村の八幡宮本殿造営棟札にみえる「地頭宗成」も同一人物かとみられ、若山一庄の庄官から、能登一円に政治・経済的権益を行使する有力国人領主に成長を遂げているようである。⁶⁶

しかしながら、かかる本庄氏の急速な抬頭が、在地領主としての基盤拡大の結果としてのみ評価し得ぬことは、⁶⁷応永元年(1394)、將軍義満の近江日吉社参向に随行した供奉衆のうちに本庄満家が名を連ね、⁶⁸同3年(1396)には彼がいったん若山庄を1万疋で代官請としながら、⁶⁹同30年(1423)頃には本庄宗政他3名の奉行人がようやく表面化しつつあった九条家本家役滞納の処理に当たっており、⁷⁰さらに時代は下るが文明8年(1476)、本庄宗持が正五位上に叙せられ、⁷¹長享元年(1487)に起った將軍義尚の近江六角高頼追討の在陣衆に、⁷²本庄貞永が参加していることから容易に推知され

るであろう。このように、14世紀後半以降、本庄一族が義満政権時の將軍専制権力確立の基礎をなしたと言われる室町幕府奉公衆に列せられ、とりわけ宗成が義満正室日野業子の乳父に当たると言う姻戚関係を介して、日野家の有力被官として中央政界で権勢を振るようになる反面、次第に在地経営から遊離していったとみられることは、珠洲窯との関係を考慮する上で看過できない。

若山庄における在地領主制の展開については、なお2大穀倉地である若山郷・直郷に関する史料が稀薄なため、領主相互の関係を把握し難いものの、前記によって少なくとも13、14世紀代には、1郡を統括する地頭ないし庄官領主制の展開度が比較的微弱であったと推察され、そのことが、後述する臨海地帯に沿う狭隘な带状平地、あるいは低丘陵の間隙に樹枝状に開けた小河谷を生産基盤とする、刀禰・番頭級有力名主層のあり方を規定する史的環境をつくり出していたと考えられるのである。

次に、珠洲地域における在地勢力として有力寺社が挙げられる。珠洲窯の各群と寺社の配置を重視される和嶋俊二氏は、(1)公領方上保内三崎支群と、古来日本海域沿岸海民の守護神として崇敬を集めた高勝寺=式内須須神社、(2)庄内第2の穀倉地直郷内宝立支群と法住寺=白山宮および高照寺、(3)西海浦の後背丘陵地に築窯された馬縹窯と臨濟禅院本光寺、(4)庄南辺を占める木郎郷内内浦支群と満福寺ないし須須神社との有機的関係を想定された。しかし個々に検討を加えると、(2)のうち第1期の寺社窯の丘麓に所在する高照寺は、法住寺19世康円(鎌倉初期)の開基とする寺伝を可信すれば明らかに窯跡が先行し、(3)馬縹窯の経営主体に当てられる本光寺も貞治2年(1363)に初見し、月浦玄州を開山とする臨濟宗東福寺派の寺院であって創建年次は14世紀代を遡らず、馬縹窯の創築時期との間に相当の時間的齟齬を生ずる。また、(4)行延窯についても、江戸前期まで存続した須須神社の御出御幸祭事執行の南縁が、窯跡所在地の不動寺山王宮で一致をみることから、寺家窯からの2次的転移かもしれないとされる。窯業生産と地方寺社をかかわらせて理解しようとする基本的な視点は傾聴すべきであるが、旧稿の私見同様、単位群即経営主体とするところに問題があり、地方寺社の経営内容(在地領主的側面)について説得的な論述が不足している。時代はやや下るが、直郷の臨海地に所在する林下禅院金峰寺(宝立町金峰寺)の享禄4年(1531)田数注文には、田地5カ所、舎宅1宇のほか「塩浜壺枚 板屋竈之内在之、畠壺ヶ所寺之前 柴山壺所 経ヶ鼻腰=畠在之」とみえ、寺庵が零細な塩浜・塩山を所有した例はあるものの、西海浦の有力禅院本光寺の15世紀中葉における寺分田畠が7反1半にすぎないことから類推をめぐらすならば、自給的家産的規模を越えた商品的手工業生産をとりこんで独自に経営を維持したとするには、やや疑問が残る。いずれにして

2. 珠洲窯の生産経営形態

も、珠洲窯の経営主体をすべて在地の社寺とすることは、妥当性を欠くのではあるまいか。

問題は、(2)の宝立支群と法住寺の関係であるが、これについても珠洲窯の成立を、「莊園領主の帰依をうけて抬頭した寺院が庇護を加え、まず寺院用品を生産させた⁶³」と解すると、建久8年(1197)、法住寺が領家日野家の祈禱寺に指定される以前は「無縁所⁶⁴」であった事実、および珠洲窯の創業年次を12世紀中葉前後とする私見と矛盾が生ずることとなる。ただ、法住寺の前身は鷓飼川の谷頭に位置する草堂薬師堂でかなり早い時期に白山信仰を付与されたと推定されているが、日野家の祈禱寺指定の時点では少なくとも鷓飼川流域の中核的寺社であった可能性が強く、中央からの勧請社とは系譜を異にする在地領主としての側面を保持していた可能性を否定できず、領家祈禱所の地位を獲得後は、高勝寺・須須神社と対峙する有力寺社に成長を遂げたことは間違いあるまい。そのことは、直郷域にあって、古代以来中心的位置を占めてきたと思われる式内加志波良比古神社・樫原神宮寺を配下に吸収していること、建武元年(1334)、法住寺の造営にあたり「若山庄居住之輩⁶⁵」、「二郡(註・珠洲郡、鳳至郡)之地頭方居住之輩⁶⁶」に家別稻1束の勧進を認められていることによって裏付けられる。法住寺の在地領主としての性格については、建長4年(1252)日野家が馬上免9反2を旧来通り免除するよう命じ、文永4年(1267)には、洪水による馬上免田流失に伴う「逃亡不作之内二段⁶⁷」を、また弘安7年(1284)には、地頭が政所代を通し「十一月御祭田」として「所々之堀田⁶⁸」を寄進しているものの、1町1反余の保有が知られるにすぎず、領家祈禱所の指定を受ける前段階に、在地領主としてどの程度諸職を集積していたか明らかでない。

ただ、窯業生産との関連で言えることは、鎌倉中期～室町前期にかけて稼動した法住寺単位群が、法住寺と小溪を隔てた北東約300mの至近地に実在し、応長元年(1311)の「藤原宗信禁制⁶⁹」にみえる法住寺山林の四至記載、「東限赤土谷 南限坪野大路 西限大坂額 北限加子内」のうち、坪野＝「坪根」、加子＝「加護⁷⁰」の現村落名に比定し、本文書をもとに後年作成された史料を参考に復原すると、東西3km、南北1.7kmばかりを包括する広大な区画を占取していたこととなり(第1図)、山野の領有を媒体として、法住寺が何らかの形で窯の操業に関与していたと考えざるを得ない。その場合想定されるのは、法住寺による直営生産形態、あるいは「於彼寺林木者、庶民等不可切取之⁷¹」とされた法住寺の山野の用益権を承認させ、何らかの形で代償を負担し得る在地領主、あるいは工人集団のいずれかであろう。法住寺は領家祈禱所に指定後も特定の在地領主の菩提寺化した証跡に乏しく、嘉暦3年(1328)には祈禱所のゆ

えをもって「四至内検断并召仕在家人等、可為院住沙汰」旨を認められていることからすると、院主職は日野家に直結せしめられていたと推定される。してみると、寺域内で窯業生産を直接営んだのが後述の如く土豪の名主層の経営体に包摂された工人集団であったとしても、法住寺の山野の用益に関しては、前記本庄宗光のような庄官の領主が介在し、何らかの形で窯業生産に伴う所得の配分（得分権）を確保していたことは、充分予想しておかねばならないであろう。そのことは、宝立支群が鎌倉中期以降、至近地に築窯された複数の単位群より構成される中核支群として推移し、これらの単位群が生産ないし流通の場で一元的に統括されていた可能性を示唆するとともに、郡内に散在する単位群が生産を停廃した後も、ひとり継起的に操業を継続した事実とも関連するかと思われる。

このようにみえてくると、若山庄の画定→祈禱寺の指定・庇護→珠洲窯の成立・拡大という図式的理解には従えないが、法住寺と同単位群ないし宝立支群が、庄領主の世俗的宗教的権威を体する祈禱寺の庇護下におかれ、寺域利用の代償として衆徒化した有力名主、あるいは工人集団独自で公事物（綿・貨幣等）を負担する状況が想定されるかもしれない。ここであらためて、珠洲窯の生産的基礎単位である単位群の、小規模性・分散性・不安定性と整合する経営者像として、ときに「刀禰」「番頭」等の下級庄官職を保持する有力名主層の存在に着目しなければならなくなる。以下、この間の事情をやや詳細に窺知し得る、外浦西海浦に目を転じて検討してみよう。

西海浦は、国領高屋浦との堺を流れる笹波川から、平時忠配流の地として著名な大谷に接続する烏川に至る東西約8kmの臨海地帯（旧珠洲郡西海村東半部）をさし、若山庄最大の穀倉地を擁する若山川流域の村落群と馬縹、大谷の両峠を通路として結ばれる外浦の要衝を占め、当庄関係史料にしばしば現れる「馬繫（縹）浦・西海浦」（現大崎の南東泊港）は、庄貢納物の積出港としての機能を果していたと推定される。西海浦では恒利（俊）・国長（永）・吉弘等の諸名が知られているが、特に浦の東域に属する現珠洲市鰐崎・吉国・南・^{わにざき}四坪^{しのくぼ}地内にまたがって所在したと推定される恒利名を本拠とする秦氏は、歴代その名主職を保有するとともに、おそらく14世紀代以降、浦刀禰職をも兼帯した土豪の名主であった。

さて、秦氏の窯業生産への関与を間接的に示すかと思われる史料として、文和5年（1356）2月5日付の「友宗山林去渡状」を挙げることができる。

^の
（日野時光）
 （花押）

避渡 恒利名内林之事

合

2. 珠洲窯の生産経営形態

右件林者、依御定有はやし申候処、秦左近尉恒利名之内と余ニ歎申候之間、依有其謂渡申処実也、但在所者、金山四郎屋敷之上在之、境者、東者池、右田之道之通お峠於定也、南者長池左近水尻於定也、如此境立避渡上者、於末代更ニ不可有他妨者也、仍為代明鏡宛状如件

文和五年二月五日

友宗（花押）

ここにみえる名主的百姓長池左近が冠する「長池」は、吉国村落背後の丘頂に近く、笹波から四坪に至る丘陵地から丘麓一帯の水源として現存し、東限とされた「池」も笹波・高屋堺のミツゴ池をさすとみられるから、「田之道之通お峠」は笹波村落から谷田の点在する山道を経由して馬縹峠に通ずる溪道と解される。前記馬縹カメガ谷窯は、長池西辺からさらに南東へ800m程入った小支谷に灰原が確認されており、恒利名と国永名の境界付近に位置することになる（第1図）。したがって、窯跡が恒利名内に包括されるかどうかは微妙であるが、恒利名が塩田を含む狭隘な浜通りの平地と背後の小支谷沿いの丘陵地に造成された零細な田畠の集合体として、汀線と稜線を南北に分割する帯状の空間より構成された一円名であったと考えてよければ、焼山の帰属が在地領主層の強い関心事であったのも当然であろう。なお本史料については、日野家当主の袖判が加えられているものの、当該山林が西海浦に種々の權益を保持し、秦氏と緊密な関係を有したと推定される⁵⁸上級領主本庄友宗の領有に帰していたことは、「秦左近尉恒利名之内と余ニ歎申候之間」の文面から窺知され、また秦氏の恒利名主職の獲得が、山林の譲渡からほど遠からぬ貞和5年（1349）のこととされ⁵⁹、そのままでは秦氏は新興の有力名主であって、確かめ得る馬縹窯の操業期間とは半世紀以上のずれを生ずることとなる。しかし、貞和5年の名主職補任は、東四柳史明氏が注意されたように、本家役の懈怠に端を發した領家職をめぐる九条・日野両家の確執が、この年2月に妥結した直後の措置と解することもできるので、依然13世紀代以来、秦氏が恒利名名主職を相伝してきた可能性も否定できない。西海浦の在地勢力としては、上級領主本庄氏のほかに前掲史料に現われる金山四郎・長池左近や国永名名主国永道本等⁶⁰が姿をみせ、国永氏は略押使用層としてみれば秦氏と同一階層に属するが、遅くとも14世紀代中葉以降、秦氏が西海浦を代表する土豪的有力名主として勢威を振ったことは、貞治2年（1362）に秦玄本の發願にかかり、子玄文が焼失分を補充し応永29年（1422）に完成をみた、村堂四坪薬師堂伝来の大般若經600巻の写経事業が、珠洲一郡の名主層の結縁によって進められた事実が雄弁に物語っており、天正10年（1582）、西海郷におかれたいわゆる初期扶持百姓の一人に秦氏の後身である馬縹村常俊⁶¹がみえることも傍証となろう。

以上概述してきたところによって、馬縹窯の経営主体を秦氏に特定することはできないにしても、秦氏が初見する貞和年間より半世紀以上（おそらく1世紀近く）前から、秦氏ないしそれに匹敵する西海浦の有力名主の生産管理のもとに、珠洲陶器が焼成されたと推定されるのである。そして、秦氏に典型的にみる弱体な農業基盤に林業・塩業・漁業・窯業を包摂した多角的な生産構造は、浦刀禰職の公権を帯びる地廻り海運業者としての側面を付加することによって、完結した経営主体として理解されるであろう。七尾湾に臨む能登島町曲^{2がり}に鎮座する大宮神社の正中2年（1325）造立女神坐像墨書銘に神主秦則安がみえるのは、半島沿海の地廻り海運に従事する秦一族の存在を示唆する如くである。

ところで、珠洲窯の直接の経営主体を、基本的に臨海地の拠点に本貫をおく土豪的名主層に同定したが、奥能登の場合、通有の百姓名と異なる大規模名であったと言う一般的状況以上はその経営構造が不鮮明なために、どのような在地領主の類型概念を適用すべきかにわかに判断できず⁶⁹、耕地の狭隘な海縁地と、珠洲陶器の主要な生産の舞台となった内浦の中小河川流域の平地では、当然構造的に相異なるものがあつたと想定される。憶測をめぐらすならば、馬縹単位群が孤立窯的なあり方のままで廃絶したとみられるのは、製品の積出港ないし運搬手段の問題のほか、過大な操業拡大が、燃料とともに各種食料・衣類・肥料・建築材もしくは水源として、共同体的機能を体する林野の荒廃をもたらすと言う名経営の内部矛盾に起因するものかもしれない。もっとも、土豪的名主層の経営体の閉鎖的・自給的側面のみを強調できないことは、前記馬縹浦四坪業師堂の写経事業によっても明らかであろう。浅香年木氏が分析された写経場所と願主は、有力寺院（法住寺・高勝寺他）、郷浦を基盤とする中規模寺院（本光寺・金蔵寺他）および村堂（草堂）を包括し、かつ珠洲一円に散在する寺庵の結縁を得ているが、中心的な写経場所は下町野庄の一村堂樋戸地藏寺であったことから察せられる如く、秦一族に代表される事業を支えたのは村落上層農民であり、かかる臨時の宗教活動が珠洲陶器にみられる生産技術の共有と伝播、あるいは内陸部における製品の流通ルートと全く無縁の存在ではあり得なかったと言う推測は許されるであろう。

3. 室町後期越前窯の動態

前節では、中世後期前半の珠洲窯を中心とする中世陶器の生産経営形態についてみてきた。以下これをうけて、中世後期後半における珠洲窯の衰退・廃絶事情について

3. 室町後期越前窯の動態

考定をめぐらすわけであるが、それは越前窯が珠洲窯をはじめとする北東日本海域の諸窯を圧倒して、広域分業圏を確立する過程と表裏一体をなす事象として把握され、珠洲窯の内在的条件と越前窯の外在的条件の相互的検討が要請される。本項は、まず15～16世紀代の越前窯の動向からみてゆくと、一乗谷遺跡の発掘資料によって消費遺跡の実態が比較的分明なものの、当該期の窯跡群の調査の立遅れから、ここでも文献史学の研究成果を援用しつつ若干の考察をすすめたい。

さて前項で関説した如く、14世紀頃までの越前窯は、おおづかみにいって3グループ程度の生産集団が認知されたが、室町中期（15世紀後半）、遅くとも16世紀前半頃には、平等大釜屋・上松尾群に大体集約され、以後江戸時代から近代にいたる窯業生産は、現平等村落から下河原村落付近で稼動したとされている。この点をいまい少し要説すると、平等支群は、天王川の支流平等川の南岸に双頭状に分岐して派出する丘陵の南支脈南斜面に並築された上大師谷群（鎌倉前～室町中期前半、13基以上⁶⁰確認）、支脈の基部台地麓部の大窯屋群（室町中期前半～後期、一部江戸期、約20基）、台地上に所在する上松尾群（江戸前期、約20基）の3単位群よりなり、15世紀後半～16世紀代（一部17世紀）には大窯屋群、ついで17世紀前半代には上松尾群に窯跡が集中すると推定されている（第3図）。この事象は、一見複数の窯業集団の平等地区への集中・統合ともみられるが、平等支群の年代的成層構成よりすると、鎌倉前期以降完結性を有する支群＝生産集団として把握することが可能視される如くであり、これに室町中期の窯跡がすでに本群と南グループに属する熊谷支群釜屋谷群に偏在するらしいこと、および後述する生産構造からすると、平等集団のみが生産を持続し他集団は操業を停廃したと考えるのが妥当であろう。なお、大釜屋・上松尾群からやや離れた台地の一角から北方の稜線沿いに平等村落へ通ずる幅2m前後の通路があり、牛馬により陶土・燃料あるいは製品が運ばれたと口承されている。そして、この通路が山裾で消滅し平地にかかるあたりが“カマヤ谷”と呼ばれ、享録元年（1528）「劔太神宮寺算用状」（後出）にみえる「平等釜之口」に同定されており、16世紀前半代にはすでに越前窯の生産が平等地区へ集中・稼動していたことの傍証となろう。

以上略述した越前窯の動向のうち、平等大釜屋群への集中性の意味については後述するとして、現象的には他地域の中世窯同様、窯跡絶対数が減少しながら量産体制を確立しているとすれば、連続的窯焚の可能な耐久性をそなえた窯構造の改良、窯体規模の拡大、ないし窯跡数の増加と言う質・量いずれかの形での生産技術の改善＝量産体制の確保が予測される。大窯屋群の地表観察所見によれば、15世紀後半ないし16世紀前半代の窯跡は、地下式窖窯の基本構造に変化は認められないものの、全長20～30

m, 幅3~4m以上の大窯とみられており、飛躍的増産が見込まれる。窯構造の改良については、はやく水野氏が上松尾群が台地上に立地することを考慮して、桃山期には長さが比較的短かく幅広の半地上式へ転換すると予測された⁶⁰。上松尾群の現地踏査によってもその可能性は否定できないが、窯構造については大窯屋群を含め将来の発掘調査をまたねばならない。

ここで、16世紀代の越前陶器に目を転ずると、珠洲陶器とは対照的に器種構成が室町前・中期よりかえって多様化しているのが注目される。すなわち、一乗谷遺跡資料を中心とし、これに様式的にみて16世紀代に帰属する消費地出土の完形品を加えて作製した第2表・第4図⁶⁰によれば、基本三種は、一応甕類3類、壺類5類8種、鉢類8類9種の型式を認定でき、法量により31式に細別されるほか、型式設定を留保した各器種の変異型が存在する。さらに、僅少なながら火桶・緒桶・葉研等幅広い生活用具が見出され、守護大名の居館跡という消費遺跡の特殊性を考慮しても器種はかなり豊富であって、珠洲陶器とは際立った懸隔を示す。その詳細について論ずるのは小文の意図ではないので、概要の摘記と本期の特質の指摘にとどめたい。

甕類は、器高90cmを越える大形品から20cm代の小形品を包括し、A~C類の器形分化は明確であるが、法量規格は一定の幅を有するようである。壺類のうち最も多用されたのは、器高15~27cm程度の多くが片口を有する中小壺C類で、口縁の作工に規則性が認められるが、器形・法量とも漸移的な変化傾向が窺われ、変異型も多いようである。かえって、出土数が限られる器高35~40cm代の精良な大形壺A・B類は、器形・法量が安定している。BⅡ類は、葉茶壺に転用されたいわゆるルソン壺に代表される民間雑器四耳壺の模作品で、上胴に2条の沈線文、あるいは中胴に波状文がめぐる個体がある。横形双耳を付し片口に作る個体が目立つ器高11~12cmの小壺D類は、お歯黒壺として常用され相当数出土する。鉢類は基本三種のうち器形分化が最も顕著で、G・H類のように全てを調理器とすることに疑義のある型式も存するが、卸し目を施す搦鉢A類、浅鉢C類と卸し目を有さない平鉢F・G類は、厨で調理食物・方法および饗用人数等により使い分けられたと考えられる。B・D・E類はいずれも出土数が僅少で、変異型として処理すべきかどうか検討を要しよう。鉢類は全般に器形の規格化が徹底しているが、量産されたA類は法量変化にやや幅があり、生産量の少ないC・G・H類の法量規格に統一性が認められそうな点は壺類と同様で、中世の日常用器における規格的量産の実態をよく示している。このように、16世紀代の越前陶器は、各器種(型式)相互の厳密な機能差やその互換性等について不分明で、かつ守護館跡の器種構成・出土量比を安易に一般化させ得ないとしても、器形・法量分化の局

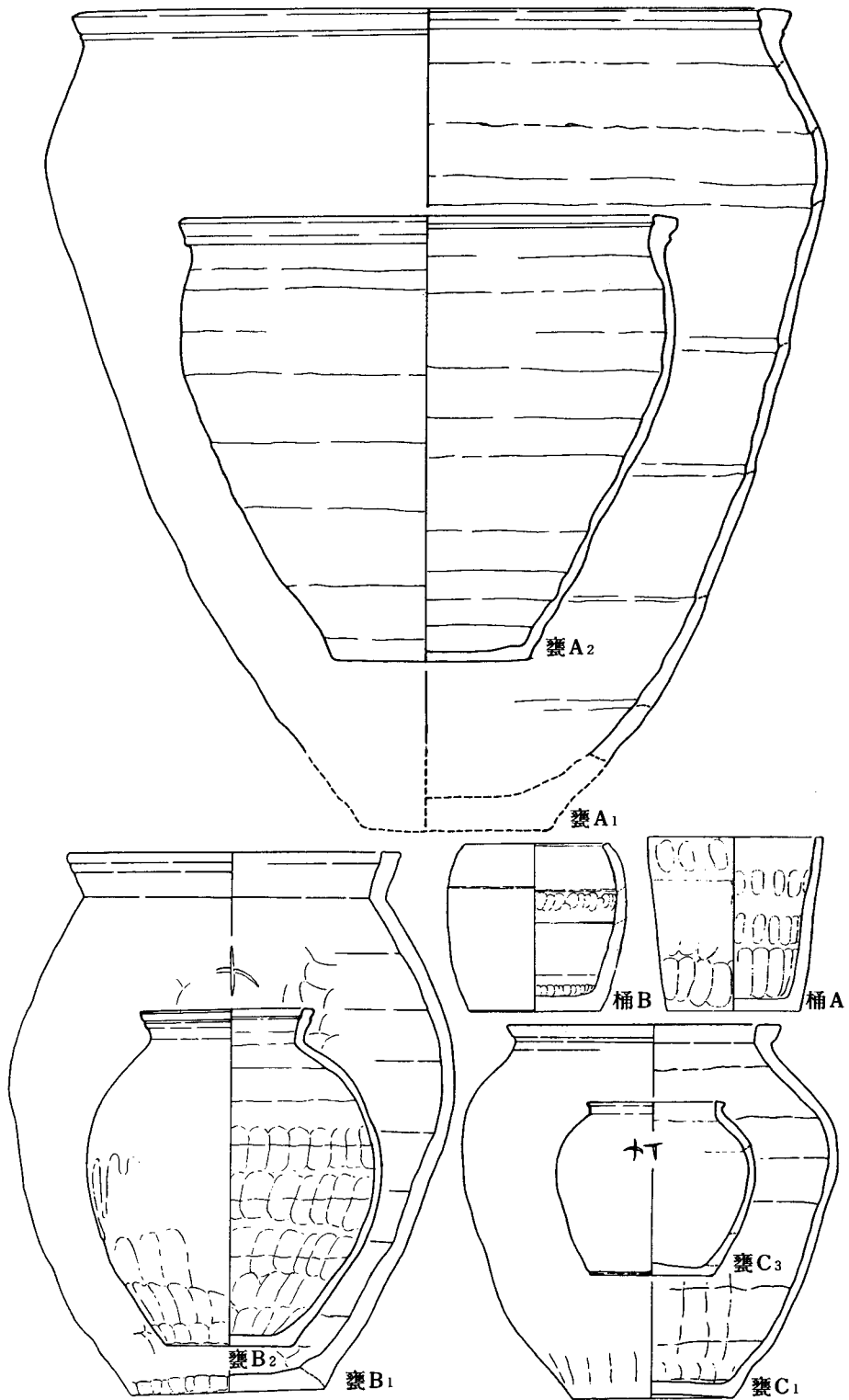
3. 室町後期越前窯の動態

第2表 越前陶器

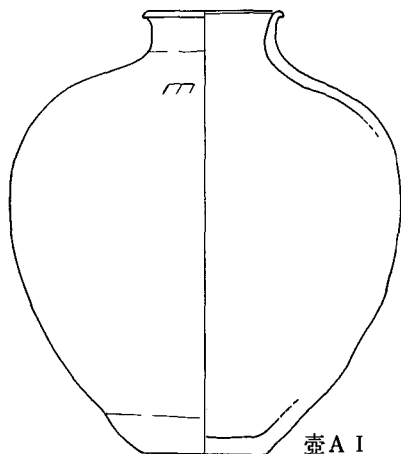
	型式	朝倉文献	器高×口径×胴径×底径 (cm)	型体指数 (口径/器高, 胴径/器高)		
甕	A ₁	甕 I	92~94×81~87×91~94×21~38	86, 94	97, 102	
	A ₂		51~57×55~60×57×23	105, 108	112	
	B ₁	甕 II・IV	52~62×34~38	62~65	84~85	
	B ₂		34~38×21~34	52~63	88~93	
	C ₁	甕 III 甕 IV	36~43×30~37×41~47×18~22	80~100	100~120	
	C ₂		— × 22~26 × — × —	—	—	
	C ₃		20×10~14×23×14	71	115	
	壺	A I		37~50(58)×14~17×33~44×15~18	31~35	86~89
		A II		40~42×16~17×33~35×15~16	40~42	84~86
B I		壺 II	35~38×12~14×29~31×14~16	38	90	
B II			壺 I	34~42×12~16×30~42×14~15	29~39	81~100
C ₁		壺 III	26~27×13~15×24~25×15	49~55	93~94	
C ₂			18~23×9~12×16~23×10~13	37~57	88~100	
C ₃			15×8~10×15×10~11	53		
D I			11~12×5~9×11~13×8~10	51~57	100×104	
D II			11~12×5~7×11×8~9	40~55	93~97	
E			23~25×16~18×23~26×13~16	70~79	100~109	
鉢		A ₁	播鉢 I	16×38~42×16~17	(器高/口径 底径/口径)	
	A ₂	11~12×30~33×13~15		39~43	39~45	
	A ₃	8~10×22~27×10~14		34~37	42~48	
	B	播鉢 II	9 × 22 × 13	42	61	
	C	卸皿	3~4×16~23×11~18	14~21	77~84	
	D	鉢 III	13 × 29 × 14	46	49	
	E	鉢 III	9 × 24 × 10	40	42	
	F	鉢 V	15~17×55~62×23	26~27	38~41	
	G	鉢 I	9~10×31~34×14~18	27~32	41~54	
	H I ₁ H I ₂ H I ₃ H II ₁ H II ₂	鉢 IV	5~7×18~20×12~13	36~40	63~70	
	6~8×14~16×10~13		40~48	65~78		
	5 × 11 × 8		44	73		
	5~6×21~22×13~16		24~27	63~71		
	5 × 16 × 12		31	79		
桶	A	火桶	20~27×22~27×15~18	(口径/器高)		
	B		19 × 16 × 15	80~100		
				84		

型式分類表

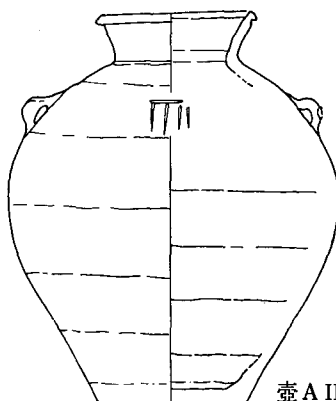
摘	要
	上胴でゆるやかに屈曲し直線的に底部へ移行する体部に、肥厚した短い平縁の口縁がつく大甕。法量によりA ₁ ・A ₂ 類に分れる。内外面に紐換し立て成形痕をとどめる。上胴に「本」、稀に「上」十正格子目の凹型押印が一巡し、刻文を併用する。多数出土する。
	胴中位に最大径をおく太鼓形の体部に、やや外傾する長めの平縁口縁がつく。法量によりB ₁ ・B ₂ 類に分れる。外面は比較的丁寧に撫で調整を施す。上胴に刻文を有する個体が多い。一定量出土する。
	上胴に最大径をおく扁球形の体部に、A類に近い口縁がつく中小甕。口高指数80程度の長胴タイプと90～100前後の短胴タイプがある。法量によりC ₁ ～C ₃ 類に分れる。外面は比較的丁寧に撫で調整を施す。上胴に刻文を有する個体がある。
	胴中位に最大径をおく倒卵形の体部に、頸部直立ないし外反する小さな玉縁・丸縁の口縁がつく大壺。1対の縦形把手の有無によって、A I・A II類に分れる。外面を丁寧に撫で調整して円滑に仕上げ、降灰釉を被る精品が多い。上胴に刻文を有する。出土数は少ない。
	上胴に最大径をおき、球球形の体部に、頸部が直立ないし外反する小さな玉縁・丸縁の口縁がつく中壺。2対の横形把手の有無によって、B I・B II類に分れる。A類同様精品が多い。刻文はない。
	胴中位に最大径をおく太鼓形の体部に甕に近い平縁の口縁がつく中小壺。法量によりC ₁ ～C ₃ 類に分れる。外面の仕上げは比較的丁寧なもの、粗面のものがあり、下胴に篋削り調整を施す。口縁の一端を片口状に作る個体が多い。上胴に刻文を有する。多数出土する。
	体部の基本形態がC類と同一の小壺。口縁は丸縁と平縁があり丸縁が多く、一端を片口状に作るのが普通。1対の横形(稀に縦形)把手の有無によりD I・D II類に分れる。C ₄ 類とすることも可能であるが、法量が一定でお歯黒壺として常用されているため別類とした。仕上げはC類に準ずるが、やや厚手で粗面の個体が多い。上胴に刻文を有する。相当数出土する。
	上胴の屈曲部に突帯をめぐらし、内傾する上胴に甕Cタイプ口縁がつく桶形の中壺。仕上げは粗面。上胴に刻文を有する。出土数は少ない。
	直線的に開く体部に密に卸し目を施し、口縁が断面三角形ないし肥厚した平縁をなす播鉢。片口は作らない。卸し目は、側面と内底面に分けて引く。法量によりA ₁ ～A ₃ 類に分れる。A ₃ 類には底口指数56～59前後の低平なタイプがある。粗荒な回転撫で廻し仕上げとする。刻文はない。大量に出土する。
	内湾気味に小さく開く体部に密に卸し目を施した小播鉢。弱い片口を作る個体がある。卸し目は、内底面から口縁まで通して引く。刻文はない。少数出土する。
	血形の体部に密に卸し目を施した小浅鉢。体部の開きが大きく、口縁を尖頭状に作るものもある。稀に外底面に刻文を有する。一定数出土する。
	体部は深い鉢形をなし、口縁を断面三角形に作る中鉢。刻文はない。少数出土する。
	盃形に近く、口縁を尖頭状に作る小鉢。刻文はない。少数出土する。
	体部は膨らみをもって大きく開き、口縁を平縁に作る大平鉢。やや粗面に仕上げる。刻文はない。少数出土する。
	体部の開きはF類よりやや小さく、口縁は甕C類に近い中平鉢。F ₂ 類とすることも可能であるが、法量差が大きく、固有の櫛目円弧文の加飾を施すため別類とした。弱い片口を作る個体がある。高口指数20以下の浅い器形もある。刻文を併用することがある。一定数出土する。
	碗形を呈し、口縁が内屈する小平鉢。高口指数により、35～45前後のC I類と26～30程度のC II類、法量によりC ₁ ～C ₃ 類に分れる。内外面とも丁寧に回転撫で調整を施す。刻文はない。一定数出土する。
	体部が小さく開き、口縁を平縁に作る深鉢形の火桶。別に口高指数140前後の鉢形タイプがある。仕上げは鉢A～C類と同程度。外底面に刻文を有する例がある。体部が膨らみをもち、口縁が内屈する深鉢形の火桶。A・B類とも少数出土する。



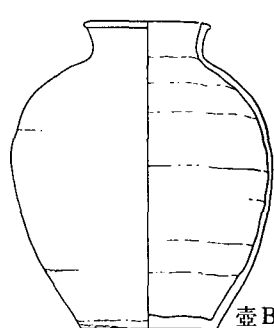
第4図 越前陶器型式分類図



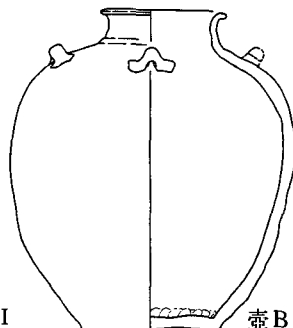
壺A I



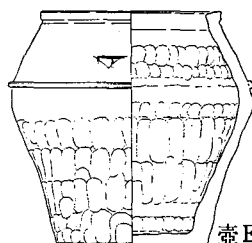
壺A II



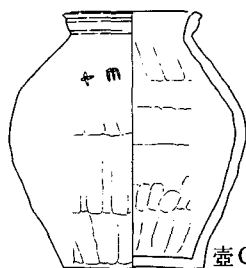
壺B I



壺B II



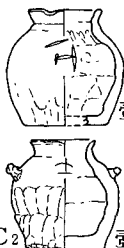
壺E



壺C₁



壺C₂



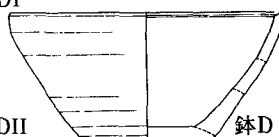
壺DI



鉢E



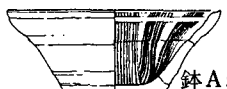
壺DII



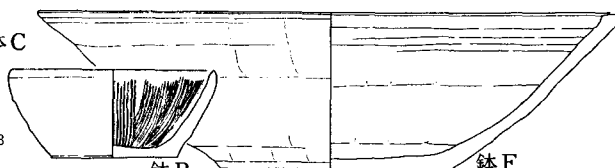
鉢D



鉢C

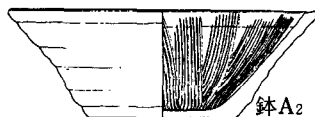


鉢A₃

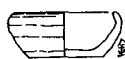


鉢B

鉢F



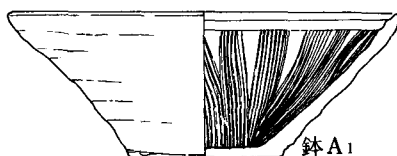
鉢A₂



鉢HI₃



鉢G



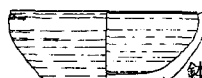
鉢A₁



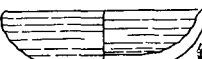
鉢HI₂



鉢HII₂



鉢HI₁



鉢HII₁

3. 室町後期越前窯の動態

限とも言える現象は、生産組織の改組とかかわる問題として深化させねばならない。そして、器種分化の反面、特定の基本器種一甕A～C類、壺C類、特に鉢A類の出土が圧倒的多数を占め、集中的に生産されていることは注意を要する。

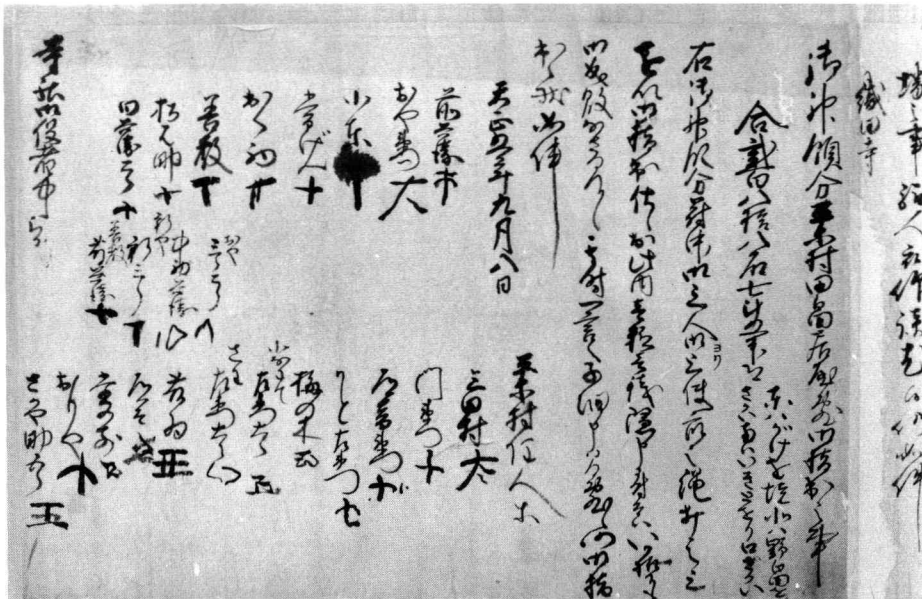
上記で瞥見してきたところからすると、16世紀代における越前陶器の器種構成の多様化は、普遍的な特定器種の量産・規格化にみられる生産の集約化と幅広い貯蔵・厨房機能の分化に対応する、製作工程における一定の分業と焼成工程（大窯）にみられる協業を前提とした、生産組織の安定性・積極性の反映として評価すべきであろう。

以上、16世紀代の越前窯の動向が、平等地区への窯跡の集中、それも相対的に窯跡数が減少するとされる点では現象的に珠洲窯と類似しながら、予測される窯体規模の肥大化、器種構成においては逆に生産性の向上と集約化を示向することが明らかとなった。しかし窯跡調査に未着手の現状では、これ以上立入って考古学的考察をすすめることは困難なので、以下文献史料を援用しつつ当該期の越前窯の生産形態に接近してみたい。

まず注目されるのは、下掲の朝倉氏滅亡直後の織田政権下における天正5年(1577)9月8日付「平等村指出」(第5図)である。

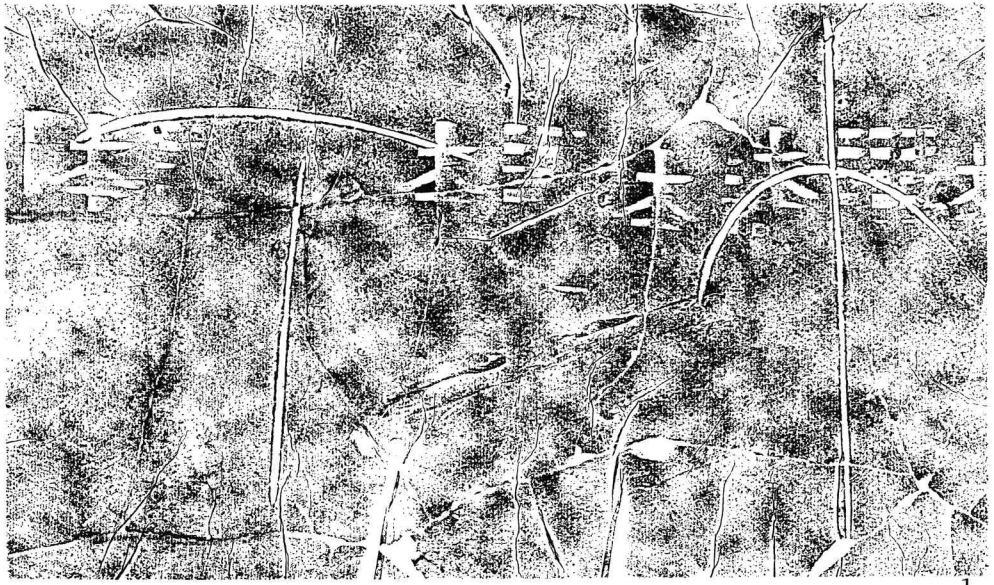
ここにみえる24名の百姓のうち、「おや(小屋)衛門」「おく(奥)西」「おもや(面屋)」の3名は、前年9月21日付「平等村惣代申状」に「惣代」として姿をみせる長百姓であり、上下段に名を連ねる百姓は、「常げん」「善教」や「〇〇左(右)衛門」など村落上層を構成する農民と判断される屋号・人名が多く、全員が略押を保持していることからして、名主的百姓ないし独立自営農に限定できよう。したがって、平等村にはこの時点で一定数の署判が認められなかった、名子・被官的隷農ないし小百姓が潜在すると考えねばならない。なお、中段に分附に類する形式をとって記載された「三郎二郎」以下4名は、厳密な身分比定は困難なもの、長百姓の配下から上昇を遂げつつある階層として署判を加えており、変革期の流動的な村落構成を暗示する如くである。また、近世初頭における織田庄域の隣接村落の階層構成からみると、指出登載の百姓間の耕地保有高に相当明確な格差が実在したと推測されるにも関わらず、署判順位で特に惣代を優遇した形跡の認められないことは、惣村的共同体意識の強固な反映とみなすべきであろう。

これらの諸点を念頭において、窯業生産との関係で本指出をみると、水野九右衛門氏が着目された百姓の略押と当該期の越前陶器に施された刻文の一致が注意される(第6図)。現在観察し得る製品は窯体内で窯詰状態のまま出土したものでなく、帰属時期の比較的明瞭な一乗谷遺跡のそれにしても約1世紀間の幅を持ち、かつ生産品の

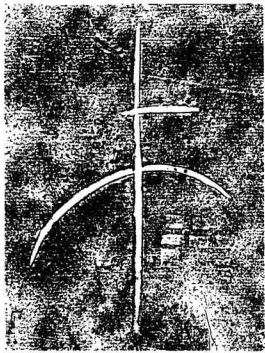


御神領分平等村田島居屋敷御指出之事	
合式百八拾八石七斗五升者	
東ハがけを境 北ハ野島をさかい	南はいきとをり口さかい
右御神領分 符中ノ御三人ヨリ御上使衆之繩打之上	
を以御指出仕候 於此内壹粒壹錢隠申に付而ハ いか様にも	
御成敗なさるべく候 其時一言之子細申間敷候 仍御指	
出之状如件	
天正五年九月八日	平等村住人等
前兵衛	三田村
おや衛門尉	門衛門
小東	道首衛門
常げん	かと左衛門
おく西	梅の木
	小なわて
	左衛門大郎
善教	さわ
おや	左衛門大郎
三郎二郎	藤 為
松之助	道 そ
新や	堂の前
新三郎	おもや
中西兵衛	さかや助五郎
同兵衛二郎善教	
藤兵衛	
寺社御役者中まいる	

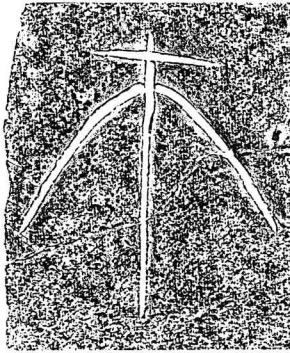
第5図 平等村指出状



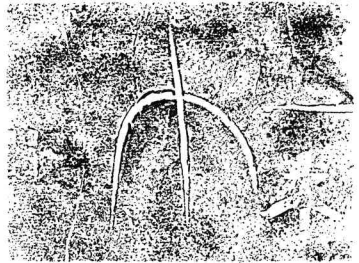
1



2

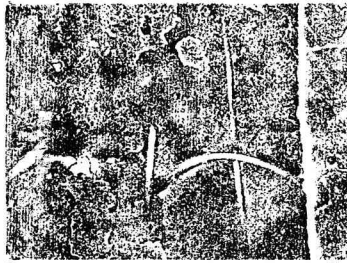


3

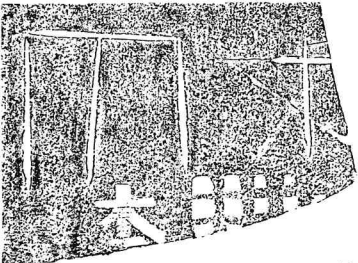


4

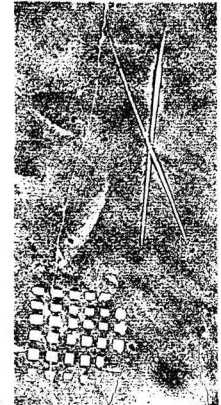
0 10cm



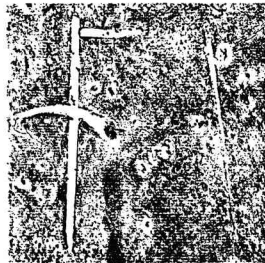
5



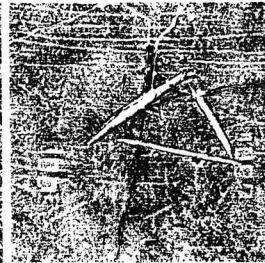
7



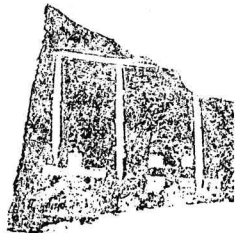
10



6

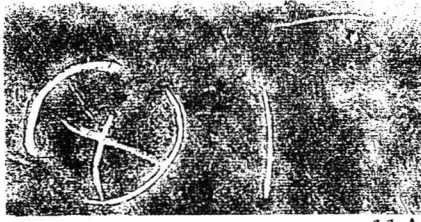


9

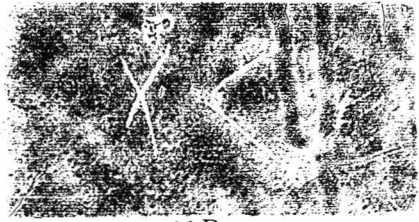


8

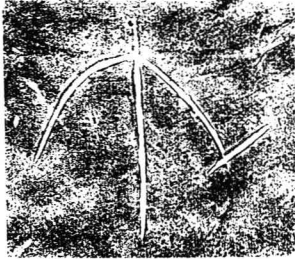
第6图 越前陶器刻文集成图



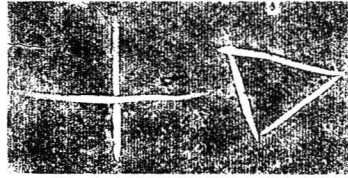
11A



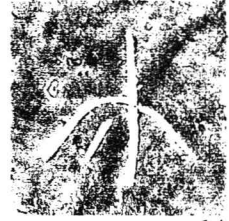
11B



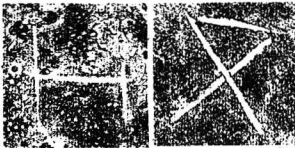
12



13



14



15A



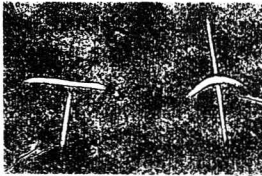
15B



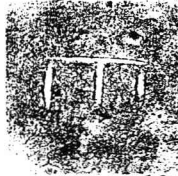
16



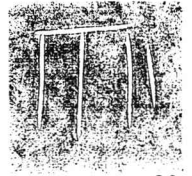
17



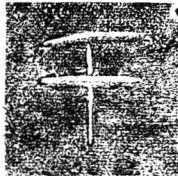
18



19



20



21



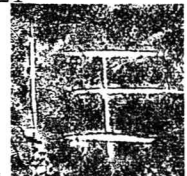
22



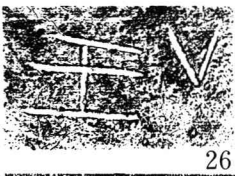
23



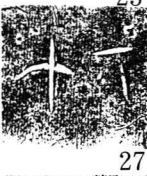
24



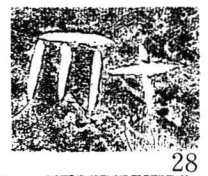
25



26



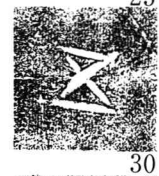
27



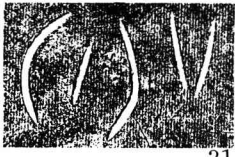
28



29



30



31



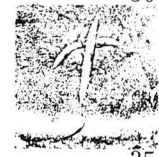
32



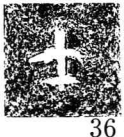
33



34



35



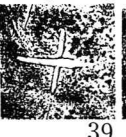
36



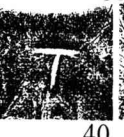
37



38



39



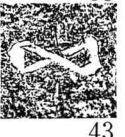
40



41



42



43

1 · 2 · 4 · 5 · 7 ~ 10
3 ? · 6
27

甗A
甗B
甗C

11~20
21
22~26 · 28~33

壺A I · II
瓶子形壺
壺C

34
35
36~43

壺B II (変種)
壺E
壺D I · II

第3表 越前陶器刻文類別集計表 () は確認個体数, 複合刻文は各々に加算

種別		I 類					II 類	III類	IV 類	V 類	VI類
刻字文	大	七									
	a (7)	a (2)									
刻線文						—	==	/			
	a (8)	b (7)	c (6)	d (1)	e (1)	a (10)	b (1)	a1 (1)			
傘形文	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↘		
	a1 (32) a2 (2) a3 (4)	a1 (1) a2 (2)	b1 (2) b2 (1)	c1 (1) c2 (1)	d1 (3) d2 (1) d3 (4)	e1 (1)	a1 (1)	b1 (2) b2 (1)	a2 (2)		
直画文	+	×	+	T	┌	H	□	▯	▯	▯	
	a (18)	b (7)	c (1)	a (10)	b (3)	a (7)	b (1)	a (12)	b (2)	c (1)	
号文										主	
										b1 (1) b2 (1) b3 (1)	
円弧文	○	○	⊕	△							
	a1 (2) a2 (1)	a1 (7) a2 (1)	a1 (1) a2 (1)	a1 (1)							
三角文	△	▽	▽	▽	▽						
	a (2)	b1 (1) b2 (1)	c1 (1) c2 (2)	a1 (4) a2 (3)	b1 (3)						

刻字文 — 2類2種 (9)
 刻線文 — 3類8種 (35)
 記号文 { 傘形文 — 3類8種 (61)
 直画文 — 6類15種 (68)
 円弧文 — 4類4種 (15)
 三角文 — 2類8種 (17)
 計 20類45種 (205)

ごく一部にすぎない。他方、平等村指出にみえる略押は類似型式がいくつかみられるが、24名の略押を類別すると、①傘形図形とその変化形（前兵衛・兵衛二郎？・道音衛門・かと左衛門？・おもや）、②「大」「太」（おや衛門・門衛門・三田村）、③「十」「丁」（常げん・善教・松之助？・新三郎・藤兵衛）、④「王」「王」（藤為・さかや助五郎）、⑤「く」「>」「|」「△」「∧」（さわ左衛門太郎・三郎二郎・中西兵衛）、⑥抽象図形（梅の木・小なわて左衛門太郎・道そ・堂の前）、⑦その他（おく西・小東？）となる。一方、天正元年（1573）の朝倉氏滅亡を下限とする一乗谷遺跡出土資料および管見の当該期の製品の刻文と器種の相関性を示したのが第3表・第6図である。これらは、個々についてみると略押同様表現に微妙な差異が存するが、生乾きの器面に篋状器具で刻記する手法上の限界を考慮して、図形を典型的に整理・対比すると次の諸点が指摘できる。(1)いわゆる傘形刻文「小」が種類・数量ともに圧倒的に多く、「Π」「(I)」「十」「丁」がこれにつぎ、「大」も少数ながら存在し、一般的にみて前記指出登載24名の約3分の2が略押と概略一致をみる。また、(2)刻文約45種類中約3分の1を占める2単位稀に3単位を組み合わせる型式および複合的刻文と同一原理の略押（中西兵衛・道音衛門）も見出せる。しかしなお、(3)刻文での使用頻度がかなり高い「Π」「(I)」は類似の図形④⑤が存するものの同一の略押はなく、「H」は存在しない。反面、(4)略押⑥に包括した花押の省略形とみられる象徴図形は本期の刻文では確認できず、しかも、(5)表示の如く器種による刻文の種類・量比は大体対応するとみられ、大中甕・壺B類の刻文の大半が傘形刻文なのに対し、壺C類は図形の変化が目立ち、鉢類は稀に器体内面ないし外底面に刻文を施した個体がみられる程度で、原則的に刻文を有しない。

上記諸点のうち、指出登載の百姓使用の略押と刻文は個々の図形がかなり一致をみるだけでなく、16世紀代に新たに出現し盛行した傘形刻文の存在や特徴的な組み合わせ型式の刻文が検出されることを重視すれば、本期の窯跡が平等地区に集中することを前提として、平等村の上層農民の多くが何らかの形で窯業生産に関与していたと言うおおづかみな階層的限定を与えることができると思う。略押と同一図形の刻文を施した製品が、略押保持者ないし個々の営農経営体の製作にかかる近世の窯元（窯仲間）制度として結実する個別経営確立の指標とするには、刻文が傘形図文に偏重しそれも多様な変異図形と組み合わせ図形をとること、さらに前記指出で一定数を占めるやや複雑な抽象図形が全く見出されないことから躊躇されるであろう。ただ、平等村落内で傘形系図文の保持者が惣代「おもや」（面屋小屋衛門）をはじめ相当数実在し盛行していたことは、その変異形の多様さからも推測でき、窯業生産集団は、製作工程では

3. 室町後期越前窯の動態

「おもや」の主導下におかれた特定の名主的百姓と配下の小百姓と解することもできよう。しかし、器種別に特定の記号が偏用される傾向性や複合刻文の存在を考慮して、ここでは当該期の刻文は、現実には16世紀代にみられる平等村落の窯業生産の独占を背景に、村落内部で新たに案出され機能した傘形刻文を中心とする略押が、製作工程で厳密に識別記号として使用されたとの解釈を一応留保し、不特定多数が選択された、村落規模での装飾的商標と理解しておきたい。天正5年前後に使用された刻文を限定的に抽出しにくい現状では、指出登載の略押と刻文の関係をこれ以上規則的に捉えることは困難であるが、室町前・中期（14・15世紀代）の刻文と対比すると図形の単純化と特定記号偏用の傾向が強まり、押印との併用は大甕に限られる一方で鉢類が刻文を喪失し、特権階級の嗜好に応じた注文品に施されたかと思られる花押状刻文などが消滅するところに、規格品の量産化を示向する平等生産集団の主体性・連帯性の強化を窺知することができるのではあるまいか。

上記略押と刻文の一致から推察されるように、16世紀代の越前陶器が惣村的村落結合を生産基盤としていたとすれば、天正5年、柴田勝家が織田庄内南料所本所分1,489石余を検地の上劔大明神宮寺（以下劔神社と略記）へ寄進した際、「但山林野川等之儀者可⁹⁶為惣」として、山林＝焼山を庄領主の支配地から除外していることは重要な意味を持ってくる。室町後期の織田庄の土地領有関係、村落構造について考察を加えられた宮川満・古田憲司両氏は、収取単位としての名体制の解体が進行するなかで、散田が設定され領主一作人の直接的土地所有・占有関係がかなり広汎に展開していた中間地帯として位置づけ、用水・入会地・祭礼の共同管理を媒体とした惣村成立の条件が、不十分なが形成されていたことを明らかにされた。窯業生産の基底的要因たる山野を共同管理下におく平等村構成員が、具体的にどのような形で窯業生産の各工程に関与したかは今後の課題であるが、平等村百姓の加地子名主職・作職の売買（高利貸行為）を禁じた元龜2年（1571）、魚住景固等沙汰状に「瓦屋之源珍分⁹⁸」がみえることは、伝習的熟練を帯する少数の製陶技術者が次第に特定化（專業化）しつつも、なお営農形態の一環として窯業に従事していたことを窺わせる。ただ、茶陶器類など都市的需要に応ずる特注の高級品が殆んど製作されず、地域間交易用の基本三種の生産を基調としたところは備前窯と異なり、また、基本三種でも東日本の農山漁村向けの大甕を主産品とした常滑窯ともやや性格を異にする。この点は、他器種を補充する地域窯が存在しないと言う北東日本海域の分業構造に規定され、基本的に珠洲陶器の器種構成を継承する結果になったと考えられる。

かくて、名単位から惣村規模の窯業生産への転換は、燃料の確保、相対的ながら組

織的な労働力編成による生産工程の効率化と、限られた農閑期における大窯での飛躍的増産を可能にしたと推察されるのである。そして、かかる惣村の結合を基軸とする農閑副業として展開した越前陶器の生産体制が、種々の技術的改良と窯元制度を基軸とする工程別分業が進展した江戸時代まで存続する面のあったことは、元禄16年(1703)、「平等村大差出状」に、

一、平等村之儀ハ元来地元悪敷御座候故往古より瓶職仕候、尤耕作仕付而土を掘置盆前後より取り十月迄焚出し申候(下略)⁽⁹⁹⁾

と記され、9～11月頃までの降雪期を避けた比較的短期間に製作・焼成工程に従事したことが知られ、窯詰・窯出は全て“ゆい(結)”，によって行われたと言われる。

以上、室町後期における越前窯が惣村の結合に基づく同職集団の性格を強めつつ、生産組織の集約化と窯体規模の肥大化を介して、製品の量的拡大生産を実現した様態を素描してきた。しかしながらそのことは、越前陶器が日本海沿岸全域に商圏を拡大・保持するための基礎的条件となり得ても、平等村落が無媒体で国域をはるかに越えた流通圏を展開し得たことを物語るものではない。ここであらためて、平等村落をとりまく領主各層の動向と流通機構の問題に検討を加えてみよう。

この点に関連してまず問題となるのは、享禄元年(1528)の「劔大明神宮寺算用状」⁽¹⁰⁰⁾に惣村家方御蔵納分として載せる「平等釜之口 但一度ニ九百文宛也 焼次第ニ参候間 不定」の記事である。これによって、平等地区から通年窯役銭とでも称すべき公事銭(以下、窯役銭と仮称)を庄領主へ貢納していたことが判明するが、900文といえは年間4回の窯焚分が織田庄本所分^{みよ}27名の平均的公事6.92両(約3.56貫)に相当し、大永年間(1521～28)の田地1反の売価が3～4貫、馬1匹が5貫文程度であったことからすると、一定額の負担とせねばならない。しかし、本公事銭の性格が、例えば越前窯の分布地区の大半を包括する織田庄成立の前段階から⁽¹⁰¹⁾、平等村百姓が終始最大の在地領主として庄務にも関与してきたとみられる劔神社の神人・供御人として奉仕し、製品の貢納を義務づけられてきたものがある時期に代銭納化されたのか、それとも朝倉氏の外護下に織田庄神領分の庄務権を確立したとみられる文明年間以降新たに生じた取収関係なのか、これだけではにわかに判断できない。ただ、室町後期には平等地区のみで窯業生産が維持される事象を理解する上で看過し得ぬのは、平等村が隣接する下河原村とともに劔神社神領のうちでも、「大明神御村祭并夫役等相調」⁽¹⁰²⁾える特殊な役割りを担わされていたことである。劔神社を擁する織田村の南約1kmの至近地に所在し、平等川と分流沿いの狭隘な平地を扼する平等地区が古来織田庄の拠点として重きをなしたことは容易に推察されるが、事実、織田庄域が本所分(山門本⁽¹⁰³⁾

3. 室町後期越前窯の動態

院東谷檀那院), 料所分(朝倉氏), 神領分に3分されたのちも, 平等村の神領分は40%を越え⁽¹⁰⁵⁾, また前記算用状によれば, 平等村の負担は窯役銭のほかに, 神社納分として「修理并日御供分」31石1斗余, 「杉植田」5斗, 真禪院分として2反分米, および神人身分を帯する地侍ないし名主的百姓とみられる平等法徳, 同沢右衛門がそれぞれ「気比灯明料」5斗と「八幡ノ宮ニオイテ三寸料」150文を拠出するなど, 他村より多額の負担を賦課せられている。このように「平等御神領」として位置づけられるようになった経緯は詳らかでないが, 明応2年(1492)には何らかの事由で一時期朝倉氏の領有に帰していた「平等村修理日供并諸買」分が「奇瑞之旨」によって還付されており⁽¹⁰⁶⁾, 課役の性格からすると中世前期まで遡る公算が大きいと考えられる。一方, 平等上松尾群は前述のとおり複数の支群=窯業集団の統合とみるより, 平等集団が単独で生産を持続した可能性が強く, また室町中期まで競合関係にあったらしい熊谷支群の操業停廃を農林業への還元, すなわち自然淘汰とするには当該期における急激な需要増と背馳することから疑問が残るとすれば, 何らかの領主的規制ないしその意志を体する経済関係の介在が想定されてくるのである。さきの劔神社に対する平等村の祭役奉仕=人身的隷属関係は, 同社に直属する手工業者の給免田支配体制がすでに形骸化していること⁽¹⁰⁷⁾からしても, 平等村の窯業集団のあり方を全面的に規定したとは考えにくい⁽¹⁰⁸⁾が, 越前陶器の生産独占(他集団の排除)を実現させた有力な現実的契機だったのではあるまいか。

さて, 平等村の窯業集団が自立性を強めつつも, 依然在地庄領主権力の特別の庇護を受けていたという上記の推論に大過なければ, 越前陶器の生産・流通と朝倉氏の領国経済政策との関連, ならびに中世後期に発達をみた典型的な商工業者集団村座との関係にも言及する必要があるだろう。

まず, 大名領主権力とのかかわりあいについては, 窯役銭の賦課を介して劔神社が平等集団の本所的地位にあったことが明らかであるが, 劔神社の権益擁護の範囲は旧来の宗教的権威を考慮しても織田庄かせいぜい丹生郡内にとどまり, 1国単位の流通権確保の保障を与え得たとは考え難い。それも, 庄園機構の解体が加速された16世紀後半代には織田庄においても年貢の対捍・未進行為が顕現化し, 「不知行之地或公事米未落居之地」を書き出した永禄9年(1566)の「織田寺注進状」⁽¹⁰⁹⁾には, 智法院知行分として「弍ヶ所 参百五拾文 平等村ニ在之」とみえ, また天正初年の「府中三人衆代官沙汰状」⁽¹¹⁰⁾は, 平等・下河原両村の「夫役闕如」の状態を伝えており, 窯役銭もおそらく滞納されるに至ったことは推察に難くない。それでは, 越前陶器の生産・流通は, 朝倉氏の領国経済の一環として直接保護・奨励が図られたのであろうか。

朝倉氏の領国経済政策に関しては、領国経営の諸段階に即応して別途に考察を加えねばならないが、戦国大名の常として一部軍需物資ないしそれに準ずる奢侈品・必需品を直接統制下においたほかは、一般的に在地庄領主＝有力寺社を本所＝座元とする間接支配にとどまったようである。前者の事例として、16世紀代に入り近江商人を排除して北国－敦賀－京畿内と領国沿海－府中を幹線路とする、塩・四十物・樽等の流通を独占した越前下浦の河野・今泉浦と敦賀津に拠点をおく舟道三座（川舟座・河野屋座・諸浦座）、および両浦と後背地山内（南条郡旧坂口村）の馬借集団⁽¹¹²⁾を挙げることができ、後者として、宝徳2年（1450）、織田庄に北接する古利大谷寺が本所として配下の蚕種・塩商人に販売権を給付しながら、天文2年（1533）、蚕種上分未進により商人を改替するにあたり朝倉氏諸奉行人の裏封を得て証状を作成し、それらの形式的な本所権を留保する代償として毎年朝倉氏に「納所銭」を上納している事例⁽¹¹⁵⁾が該当しよう。また、天文年間（1532～55）に初見する、今立郡神明村神明大社を座元とする府中の紙座商人の任免に朝倉氏奉行人が介入する段階から、天正年間（1573～91）頃には、著名な大滝社郷をはじめとする同郡5カ郷を主産地とする紙座に越前のほぼ半国におよぶ領域的独占権を承認し、在郷紙問屋を介する支配形態を確立した製紙業も後者の類型に近い。このように、朝倉氏の領国経済政策が、既存の商工業者集団と有力寺社の分業組織に依存する間接支配にとどまる部分が多かったとすれば、紙類の如く畿内市場圏への移出が見込めず、塩類と異なり耐久性にとむ消費財で、織物類のように代価（物品貨幣）になり得ない中世陶器の商品としての一般的特性からしても、依然領主経済から最も遠心的位置におかれていたことは間違いあるまい。その意味で、天正2年（1574）、織田信長が瀬戸陶工賀藤市左衛門に与えた朱印状＝禁窯令説について、これを瀬戸窯業に限定した保護・振興策＝技術の領外移出禁止とみ、常滑陶器は対象外とする赤羽一郎氏の見解⁽¹¹⁸⁾は、当を得たものと思う。

ところで、16世紀前半代における越前窯が、朝倉氏の外護下に再編成された劔神社と取捨関係を維持しつつ、惣村の村落結合を基盤とする窯業集団としての主体性を強めつつあったとすれば、惣村的村落結合を領導する長百姓層を介して、領国および日本海沿岸域の海運を掌握する商人・運輸業者、特に海運業者との恒常的な交渉が生じたことは、越前陶器の一円的な流通状況から容易に推測されることである。これら流通機構の媒体者と平等窯業集団との接触を直接示す史料に恵まれないが、日本海沿岸域の遠隔地市場への移出は、近世同様、別司峠越えに西4.5km余の厨海岸へいったん搬出され、小舟で領国の中枢的港湾に集積されたのち親船で各地へ積出されたと考えられる。当時越前下浦の商業権は、前記敦賀舟道三座と府中への流通路を扼する今

3. 室町後期越前窯の動態

泉・河野両浦舟座および両浦・山内馬借集団に独占的に領掌されており、山内北方の用楽城・糠・干飯（米浦）の諸浦と周辺の村落は、その従属下におかれていた⁽¹¹⁹⁾。これに北接する位置にある厨村を含む梅浦（新保）は、両浦舟座に従属していた確証はなく、梅浦から織田村を經由して北ノ庄（福井）——乗谷一府中へ通ずる循環路を想定すれば、独自の流通ルートを形成していたとも考えられるが、いずれにしても三国・敦賀と別個の遠隔地海運の拠点であったとは考えにくいから、広義の敦賀商圈に包括されていたとみるべきであろう。もっとも、敦賀舟道三座の有力者が東北産の米穀・材木類の運送・保管・売却を独占し、いわゆる初期豪商としての地位を確立するのは豊臣政権下の天正末年頃と考定されているので、越前陶器の運送にあたったのは、貢納物運送業者から物資の委託販売・金融業者に転じた敦賀の間丸商人であったかもしれない。この点については、なお系譜を異にするといわれる舟道座商人と間丸商人の関係についての考察をまたねばならないが、15世紀中葉の備前陶器の瀬戸内一京畿内地域における流通が、拠点港に出店を有する兵庫の間丸南ノ二郎三郎によって領掌される段階に到達していたことが想起されるのである。越前陶器の流通の背後に、朝倉氏の統制下におかれた特権的商人が介在したとする仮定は内陸部の場合にも言えるのであって、近年発掘調査が実施された滋賀県小谷城と観音寺城は、それぞれ近江の北部と南部に領国を形成した戦国大名浅井氏と六角氏の居城であるが、前城跡出土の中世陶器の大部分が越前陶器なのに対し、後城跡の多くは地元の信楽陶器である。これが生産地との地理的規制による分業関係のあり方なのかどうか、今後の資料の累積をまって論ぜらるべきであるが、朝倉氏と浅井氏の政治・軍事同盟を背景とする特権的商人の動勢が反映されているとすれば興味深い。

次に、平等窯業集団が「座」としての存在形態をとったかどうかは明らかでないが、庄民身分のまま土地貢納物を負担し、かつ営業税的性格の濃厚な公事銭納入の義務を負い、惣村的規模で行われた農閑副業と言う生産構造は、脇田晴子氏が明らかにされた15世紀代の大和興福寺を本所として簇生した農村商工業座（いわゆる田舎座）⁽¹²¹⁾群と基本的に同一の性格を具有するかにみえる。しかし、(1)大和の手工業座が家族的小経営単位で植栽・加工が可能な低次の農村特産品の生産に従事したのに対し、越前陶器は生産技術の過大評価は慎しむとしても、より高次の伝習的技能と組織的協業労働編成を必要としたと考えられる。(2)ただ、平等村百姓は祭役を負担する神領民と言うおそらく中世前期以来の人身的隷属関係を自ら揚棄する室町末期まで帯していた点で、大和の村座百姓より一段と濃密に中世的体質を温存していたと言えよう。(3)また、流通機構への関与のあり方についてみれば、大和の諸座は本所興福寺が同国守護

職をも兼帯する関係から、生産・販売の独占権が原則的に国を単位とする領域的支配にとどまったのに比べ、越前陶器の場合、原料・仕事場が特定の山野地に限定されると言う特殊性ゆえに生産工程での競合は隣村集団間にとどまり生産地が固定されていた。そのため国単位の流通圏は操業当初から一応確保されており、急激な需要の増加をみたこの段階では生産物の容量からくる専門的運搬形態への依存、国域をはるかに越え商業資本を媒介としてのみ市場へ放出される隔地間交易として展開した。(4)反面、応仁・文明の乱以後、織田門前町や国衙所在地の伝統を負う府中町(武生)、新興の一乗谷城下など地方都市的区域、ないし各種の在郷町的集村の発達越前窯の発展を強く刺激したことは確かであるが、大和の諸座がしばしば都市的需要に触発され不安定な需給関係におかれたような過度の商品経済の進展状況は見出し難い。

以上、越前陶器が16世紀代において日本海沿岸域一帯を市場化し得たのは、民間の日常的非自給的な必需品という基本的性格を保持しつつも、おそらく旧守的な村落を惣村共同体に改組することによって一定の量産体制を確保した基礎的条件のほかに、珠洲陶器の広域流通ルート⁽¹²⁴⁾を継承しつつも、小浜・敦賀→琵琶湖→京畿内と言う西廻り航路開設に先行する既存の流通ルートの中継基地敦賀の商業資本の要請を充分考慮すべきではなからうか。この点は、集団自体が問屋制商業資本の論理によって律せられる窯元(窯仲間)制度の確立をみる前段階での、窯業製品の広域流通現象の究明に不可避的な観点と考える。

4. 珠洲窯の終焉

珠洲窯の終末年代については、従来石川県鳳至郡明千寺所在明泉寺中世墳墓の永享3年(1431)在銘五輪塔下出土四耳壺を基準として、15世紀中葉前後が想定されてきたが、その後前述の如く編年の細別作業がすすみ、前記四耳壺は珠洲窯がなお発展をつづけていた第V期に帰属すると観察され、したがって生産が衰退に向かう第VI・VII期はそれ以降と考定されるに至った。一方、一向一揆の最後の拠点となった石川県石川郡鳥越村所在鳥越城跡⁽¹²⁵⁾において、天正8年(1580)の落城直後に遺棄されたと考えてよい良好な一括資料の貯蔵・厨房器は全て越前陶器によって占められていることから、生産地周辺での局部的流通を推定している第VII期との併存を考慮しても、珠洲窯の廃絶を16世紀前半代のうちにおいて大過あるまい⁽¹²⁶⁾。またその廃絶理由についても、かつて、「酸化焙焼成への脱皮をはばんだ耐火度のたかい陶土と、そこからみちびかれた技術的停滞性」、および「窯業生産の前提となる共同体的協業一築窯・採土・

4. 珠洲窯の終焉

採燃・製陶作業の足場であった社会的基盤⁽¹²⁷⁾の解体」に求めたことがある。この見通しは、瓷器系、須恵器系両系列の中世陶器の基本的差異を、使用陶土の耐火性に基因する燃料消費量の寡多とかかわらせて理解し、珠洲窯が燃焼効率の劣悪な須恵器窯を肥大化させた窯構造に具象される還元焰燻焼技法を継承せざるを得なかったがゆえに、越前窯と競合する過程で衰退・廃絶したと言う檜崎彰一氏の見解⁽¹²⁸⁾に追従したものであった。

このいわば燃料経済説は、東海において常滑と激しく競合しながら、ほぼ13世紀代で操業を停廃した渥美窯をはじめとする地域内部での窯跡群相互の動態を規定する有力な所論であることは確かである⁽¹²⁹⁾。しかしながら、北東日本海域について言えば、越前窯と技術的関連性を保持し分焰柱を具備した長大な窯構造を導入した瓷器系の笹神窯の13世紀後半～14世紀前半代にかけての製品は、越後北半部で珠洲系陶器に従属して流通しているにすぎず、加賀南部を主たる商圈として成立した加賀窯も、近世窯業に直接移行することなく14世紀代に途絶していること⁽¹³⁰⁾からしても、技術論的視点のみの説明では充分でない。また、技術論自体も理科学的検討がすすむにつれて、越前陶器も使用陶土の耐火性が高くこの点に関しては珠洲陶器と大差ないと推定され⁽¹³¹⁾、焼成技術についても、中世後期・近世にかけて西日本一円に広域流通圏を形成した備前窯の窯構造が長らく須恵器系のそれを保持しており、酸化焰、還元焰焼成の問題を含め、瓷器系、須恵器系の現象的差異の過大評価を再検討する必要に迫られている。それゆえ、珠洲系諸窯の窯構造が相対的に多量の燃料を消費したことが廃絶の一因であったことは間違いのないとしても、中世陶器の生産を規定する山野の領有形態および経営主体の生産組織、流通機構への関与の仕方を、15世紀後半～16世紀代を画期とする技術革新と経済構造の変革という歴史的諸条件とかかわらせて理解しなければ、なぜ15世紀代までは北東日本海域が珠洲系陶器の圧倒的な影響下におかれたかを論証することは困難のように思われる。

さて、前記の観点から珠洲窯の廃絶事情を考定するに当たっては、まず珠洲市西方寺群の調査結果⁽¹³²⁾の要約からはじめねばならない。

それによれば、珠洲窯の第3段階（第VI・VII期、15世紀後半～16世紀前半頃）は、第V期以降偏在化の傾向性を強めつつあった生産地が第VI期には西方寺群に集約され、確認された範囲では第VI・VII期に帰属する窯跡は4基のみであって、窯跡絶対数の減少が著しい。ただし、第VI期の製品は、北東日本海域一円に普遍的に流通しているところからすると、今後一定数の窯跡の発見が見込まれる。ところが、最終末の第VII期に帰属する製品は、消費遺跡からの出土例が全く報ぜられておらず、能登で局部

的かつ比較的短期間の流通にとどまると推測される。そのことは、窯体が遺存する西方寺第1号窯では、窯壁がかなり焼け込んでいるにもかかわらず還元化した部分は認められず、焼成室下部に崩落・集積していた片口鉢類が、全て赤褐色軟質で大形の粗造品であることから裏付けられた。製品の器種構成の推移の詳細は別稿に譲るが、第V期に至り第I～IV期までの甕類40～50%、壺類25～40%、片口鉢類20～30%の量比が大幅に変化して、それぞれ24%、6%、70%の概数値を示し、第VI期にはこの傾向が一段と加速され、甕・壺類は激減して片口鉢類が集中的に生産され、第VII期にはほぼ片口鉢類に限って生産されている。そして、片口鉢類は第V期で口縁内端に幅広く面をとるタイプに画一化され、内端面に櫛目波状文帯をめぐらす加飾法が一般化する。第VI・VII期は前窯式の形式化として把握できるが、全期間を通して珠洲系陶器の最も特徴的な加飾法である櫛目波状文が終期に壺類から消滅してもっぱら片口鉢類（大・中形品）で盛行をみるのは、内面の卸し目と同一器具を使用したと言う利便さのみに帰せられるべきでなく、片口鉢類を主体的商品として認識し、珠洲陶器の存在を際立たせる効果を期待したこととの反映であろう。珠洲陶器の終期は、かかる器種構成の変容とともに、製品の粗造化が顕現した段階でもあった。すなわち第VI期には胎土の粒子が細かく砂気が多い、焼き締めが不良でやや軟質の製品が普通となり、第VII期には西方寺第1号窯に示される如く、珠洲系陶器固有の還元焰燻焼技法を放棄した赤褐色を呈する軟質粗胎の片口鉢類のみとなり、製品の機能性の極端な低下をもたらしたのであった。

前述した15世紀後半～16世紀前半代（第VI・VII期）の珠洲窯の動態は、(1)生産地の西方寺地区への偏在、(2)基本三種の器種構成の解体、(3)還元焰燻焼技法の放棄、として約言できる。ここでしばらく上記の3点に問題を絞り、前項でみた越前窯以外の他地域の中世窯の動態を瞥見することによって、珠洲窯廃絶の前提条件を模索してみたい。

まず、中世後期において西日本一帯に広域分業圏を形成した備前窯についてみると、15世紀代と16世紀代の2段階の画期を経て量産体制を確立したことが知られる。すなわち、備前窯第IV期（15世紀代）には窯跡が激減し伊部山麓部へ統合・偏在する⁽¹³⁴⁾とともに、この段階のある時点で不老山東口窯に代表される全長約40m、床面最大幅⁽¹³⁵⁾（焼成部）3.4mに達するずん胴の長大な地上式大窯（いわゆる鉄砲窯）が出現する。そして後半期には、窯体の大形化とあわせて品質の向上が図られ、従来の山土単味の陶土に田土を混合することによって可塑性を増し、同時に備前陶器固有の赤褐色の発色を容易にする焼き締め技術の向上がみられ、現象面では須恵器系から瓷器系に近い

4. 珠洲窯の終焉

独特の中世陶器への脱却が達成されたと考えられている。⁽¹³⁶⁾そして生産性の量的拡大の方向は、戦国末期かとされる第Ⅴ期後半に至り、全長 50m、幅 5.5m 余を計測する、南大窯東窯にみる窯体の肥大化、生産組織の集約化として結実し、2～4石入りの大甕や茶器・花器（茶入・水指・建水・花生）、仏器（花瓶他）等の特産の商品を生み出している。⁽¹³⁷⁾間壁忠彦・葭子氏は、第Ⅳ期から第Ⅴ期への推移を、「次第に同業者の集結傾向が見られ」、「他の手工業の世界で独占を目的とする『座』の組織が強まる様に、備前焼も、おそらくその例に漏れない」段階から、「手工業者としての独自性を強く持ち」、「集中性を更に強めた時」で、「近世的な具体的な動きの中に繰り入れられた」とやや抽象的に要約している。⁽¹³⁸⁾

次に、越前窯とともに東日本の瓷器系中世窯を代表する常滑窯の場合、燃焼効率の良好な耐火度の低い陶土資源に適合した窖窯構造に支えられて、13世紀代のうちに渥美窯を廃絶に追い込んだが、低廉な生産コストと品質向上による販売競争一本格的な商品経済時代を迎えた15世紀代以降、関東・東北太平洋域一円に流通圏を確保したとみられるが、西日本市場では後退をつづけ備前窯に主導的地位を奪われている。⁽¹³⁹⁾その結果、15世紀後半代以後、ようやく知多半島のほぼ全域に拡散していた窯跡が徐々に現常滑市街地へ集中する傾向を強め、16世紀中葉頃には窖窯構造に代る半地下式大窯へ転化することによって、窯体の大形化と生産組織の集約化を図ったと予測されている。⁽¹⁴⁰⁾ただし、備前窯が永続的な量産体制を整える過程で片口鉢類の量比が増加したとみられるのに対し、常滑窯が大甕を中心とする生産増強の途を歩んだのは、15世紀代以降、民間雑器窯への傾斜を強め片口鉢・碗皿類の量産を開始した瀬戸・美濃窯との間に、器種別補完関係の成立をみると言う地域内部の分業形態に規定されたためと考えられる。⁽¹⁴¹⁾⁽¹⁴²⁾

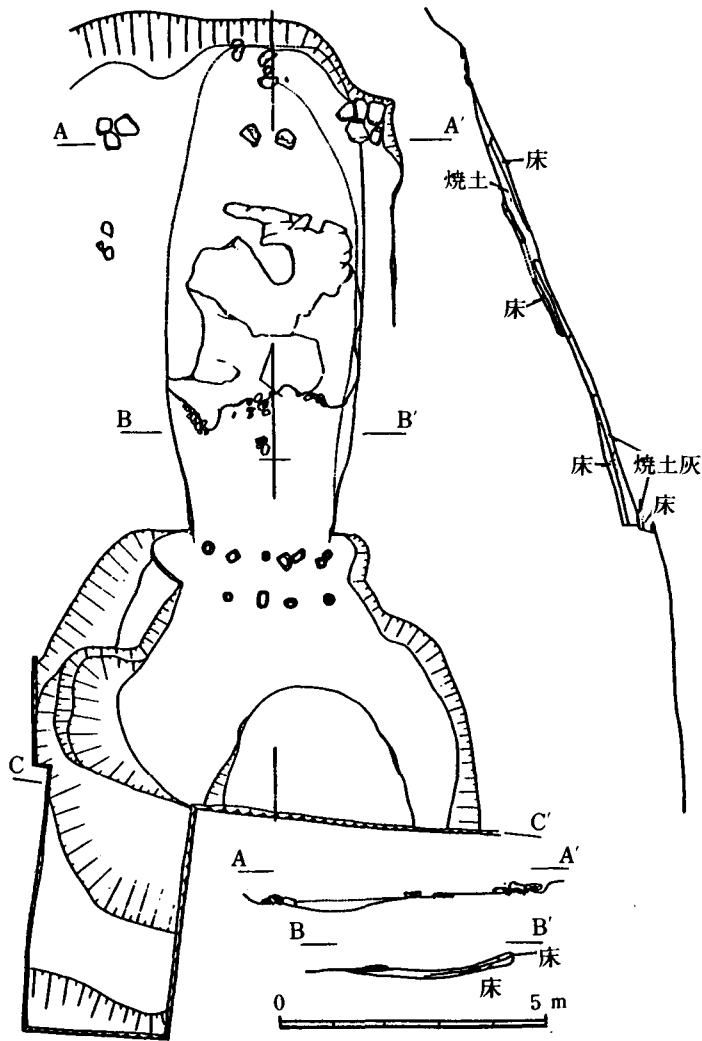
これら中世の東西日本を代表する民間雑器窯に比べ、中国陶磁の模作を基調とする仏具祭器類をはじめ、小形の高級施釉陶器を全国各地の特権階層に供給してきた瀬戸・美濃窯の中世後期における動向は、民間雑器窯の性格を兼備することによってはじめて量産体制確保の課題が達せられると言う特殊性ゆえに、屈折した展開をみせた。瀬戸窯は言うまでもなく、中・近世を通して最も先進的・主導的な窯業生産地として推移し、瀬戸市域に集中する窯跡は約 200 基を数えるが、16世紀代には僅か10数基に転落する。一方、中世後期の主要な窯業生産地に成長した東濃地域における施釉陶器への転換は、室町前期（14世紀末～15世紀初頃）とされるが、15世紀代の窯跡は10指に満たない。ところが16世紀代のいわゆる大窯時代を迎えると、東濃山間部を貫流する土岐川流域に沿う多治見、土岐、瑞浪、恵那・中津川の各地区と、土岐川の南北に分

枝する小盆地河尻、笠原、妻木地区等に稼動した支群の窯跡総数は80基を越え、瀬戸窯をはるかに凌駕し全国に販路を獲得した。16世紀の瀬戸・美濃窯は、窯跡の特定地区への集中と言う形での工人集団の統合は認められないが、窯体構造は量産体制に即応する画期的な改善が加えられた。すなわち、瀬戸窯が全盛期を招来した鎌倉末期には、はやくも瓷器系陶器窯同様の掘り抜き式窖窯から、窯体の上半を狭く絞り、あるいは赤津小長曾窯の如く焼成室中央に障壁を設けて燃焼効率を高める工夫がみられた⁽¹⁴⁾が、15世紀後葉～16世紀初頭頃に至り、全長8m、焼成室幅3.5～4.5m前後の平面袋状を呈し、煙道部と焼成室を極端に収縮するとともに、燃焼室と焼成室の境を段築として分焰柱の前方で小円柱列の狭間穴によって仕切る、火力の強い半地上式の大窯として完結をみた⁽¹⁵⁾。そして、この段階の前半で創生期以来の四耳壺・瓶子・大鉢類は消滅し、伝統的技術を生かしつつ、明代青・白磁碗皿類を写した灰釉印花文丸碗・丸皿類を主体とする多様な食器類のセットを量産し、後半には京畿経済圏の町衆と戦国大名の嗜好に応じた、いわゆる志野・瀬戸黒・黄瀬戸の茶陶器に表徴される、わが国固有の多彩な釉薬と独特の質感をそなえた桃山陶器を創出したのであった。

前記よって、室町後期における窯業生産の動向が、地域窯相互間の競合・淘汰を経て広域市場圏の形成として帰結し、そのための生産的条件は、備前および瀬戸・美濃窯に代表される廉価な製品の量産を一方の極とし、品質向上ないし特産的高级商品への昇華を他の極として展開したこと、また量産体制を維持するためには、海上ないし内陸の流通路を独占的に領掌する商業資本との結託が不可欠の要因であることを推知できよう。そして量産体制は、備前窯のように窯体規模の拡大と焼成技術の改良に伴う製品の品質向上を同時に達成したもので、常滑窯・越前窯にみられる窯体の肥大化という単純な量的拡大再生産の方向で対応したと推定されるもの、瀬戸・美濃窯の如く継続的使用に耐え燃焼効率が格段に高い大窯の採用という技術革新を介して、民間雑器窯への傾斜を強めつつ中国陶磁器の模作から脱却し、いわゆる桃山陶器を創造するなど、各窯の特質と各地域の分業形態に規定され多様な対応をみせたが、備前・常滑・越前の各窯は、稼動窯数の減少と特定地区への偏在に具象される生産組織の集約化が進行した。研究の現状では、各窯の大窯への転換の年代観の不明確さが16世紀代の画期の総体的評価を曖昧なものとしているが、この点を加味した厳密な論証は今後の個別研究をまたねばならない。

それでは珠洲窯は、かかる動向にどのような対応を試み、なぜ結果的に廃絶せざるを得なかったのか、以下前記西方寺単位群の調査結果を敷衍しつつ若干考定をめぐらしてみたい。

4. 珠洲窯の終焉

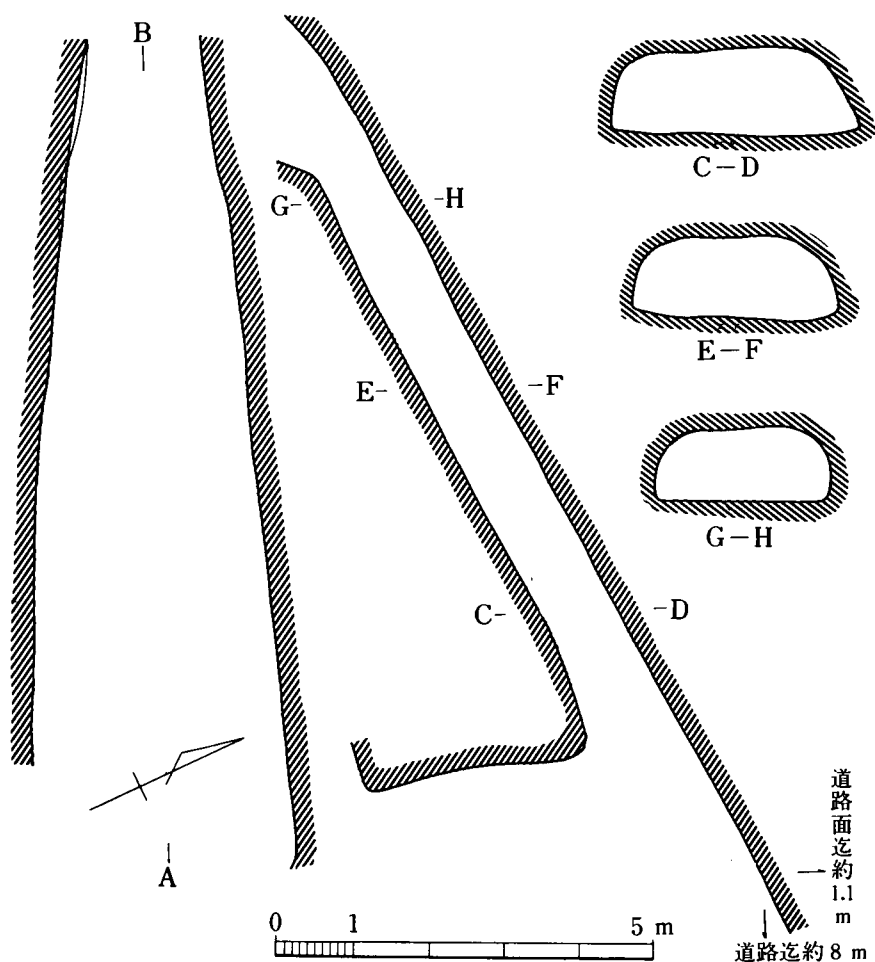


第7図 珠洲窯の窯構造(1)

法住寺第3号窯

(拠・註11文献)

まず量産体制の基礎条件となった窯構造の改良については、第IV期と第VII期に帰属する不完全な窯体各1基のデータの対比では確定できないが、法住寺第3号窯と西方寺第1号窯では分焰柱を具備しない窖窯として共通しながら、瓷器系のそれとは逆に半地下式から刳抜き式へ移行している⁽¹⁴⁶⁾(第7・8図、写真図版1・2)。また平面形は、前窯が幅広の舟底形を呈し須恵器窯の肥満型と解されるのに対し、後窯は床面最大幅3.2mの数値は前窯と大差なく、最大高1.1mを測る低平な蒲鉾形の立面形もそれに近いと推察されるものの、平面形は焼成部末端から煙道部へかけて直線的に通減する



第 8 図 珠洲窯の窯構造(2)
 西方寺第 1 号窯
 (換・註 10 文献)

いわゆる鉄砲窯の範疇に属し、全長 9 m 以上から 13 m 以上へという数値が普遍化できるとすれば、窯体大形化の方向を認めるべきかもしれない。西方寺第 1 号窯の床面傾斜角が平均 28 度前後で法住寺第 3 号窯をやや上廻る急勾配に造成されているのも、容量の大きさを考慮すれば窖窯構造として火力の引きを強める局限に近い構築法かと思われる。このことと、当窯で焼成された片口鉢類が例外なく赤褐色を呈する軟質の粗造品であったこととの技術的関連性の有無は詳らかでなく、燃料を意識的に節減しようとした所産の可能性も否定できないが、いずれにしても、第 VI 期に顕現化した製

4. 珠洲窯の終焉

品の品質低下を加速する還元焰燻焼技法の放棄が、珠洲陶器の極端な機能低下をもたらしたことに結びついたことは確かである。

量産化への努力は器種構成の変容からも窺えるのであって、15世紀代における珠洲片口鉢類の需要増を背景に、紐叩打成形を基本とする大形品のため製作日数がかさみ窯詰個体数にも限度のある甕類、前段階に蔵骨器等の特注品として相当数流通したと推定され、紐叩打成形後二次的な削磨調整工程を要する壺K種（研磨壺）を含む壺類を減産し、規格的で量産の可能な片口鉢類を集中的に生産しているのも、器種別專業を示向したものと一応評価できよう。しかし反面、須恵器以来の長い伝統を有する貯蔵形態＝甕壺類の欠落は、これを補完する地元窯が存在しないと言う地域内部における社会的分業形態＝商品経済の展開度の拘束を蒙ったこともあって、完結したセット構成と仏具祭器類をはじめとする多様な特注品によって、在地諸階層に広汎な需要を獲得してきた地域の中世陶器の機能性の喪失として結果したと考えられる。前記還元焰燻焼技法の放棄は、珠洲窯にかかる自壊過程の結末を端的に物語する事象であるが、古墳時代以来の長きに亘る須恵器生産が終焉を迎える状況が珠洲地域にとどまらず、北東日本海域において一円的に生じたことは、珠洲系陶器の供給途絶直後の所産とみられる、珠洲陶器第Ⅶ期の製品と一見して判別可能な地元産の土師質ないし瓦質片口鉢類が、各地で流通していることから推察が可能である⁽¹⁴⁷⁾。してみると、広域にわたる還元焰燻焼技法の同時的廃棄を、良質の陶土と燃料の枯渇という自然的条件のみに短絡に解消することに強い疑義を生ずるであろう。

このようにみえてくると、珠洲窯が量産体制確保の時代的要請に一定の対応をみせながら廃絶に至ったのは、窯業生産を規定する自然的条件や技術的停滞性もさることながら、生産組織自体について検討をすすめる必要が生じてくる。

当面考察の対象となる西方寺単位群は、第Ⅱ～Ⅳ期に典型的な単位群を形成した法住寺寺域に南接する鶴飼川周域に所在し、窯跡は天台寺院西方寺跡と伝える後背台地へ通ずる通称仁王坂の横手斜面と上方の台地上に構築され、この場合も廃寺跡から約100mの至近地に位置することから寺域の一角に包括されていた可能性がある。西方寺は永享3年(1431)、一向宗に改宗したと伝え、近世に珠洲郡の触頭を務めた妙巖寺(宝立町鶴飼)はその後身とされてお⁽¹⁴⁸⁾り、和嶋俊二氏は『妙巖寺縁起』に記す「本尊は弘法大師の安置仏にして、法住寺の塔司南の坊より出で給ふと申伝えたり」の「南の坊」は法住寺の真南に占地する西方寺とし、西方寺単位群もまた法住寺を頂⁽¹⁴⁹⁾点とする在地寺庵に領掌されていたことを暗示するとされる。この見解に従うならば、西方寺群に先行して指呼の間に継起的に築窯された郷・鳥屋尾両群も、法住寺群と併

存しつつ一貫して西方寺によって維持されてきた可能性を有することとなり、13世紀代には西方寺の領主的支配は鶺鴒川中流のほぼ全域におよんでいたとも考えられてくる。前記の如く地方寺庵の領主的側面の実態は不明確であって、西方寺の場合草堂(村堂)の規模を越えた寺院かとも考えられるが、単位群の配置からみて西方寺単独で窯業生産への直接的関与を想定するのは困難なように思われる。ただ、西方寺と法住寺の重層関係は無視できぬものがあり、林野の用益を容認することによって、鶺鴒川流域の有力名主層が経営する窯業生産を統括する立場にあったことは予測してよいであろう。宝立支群が終始中核支群として推移した意味を、一応上記のように理解しておきたい。

直郷の在地領主としては、明応8年(1499)、高勝寺に3月15日齋料として田地2所を寄進した栃平良玄が知られるが、年未詳遊佐宗円書状に、「西方寺とちか平横は⁽¹⁵⁰⁾ま山方之義」云々とみえる如く西方寺に本拠をおく在地勢力であって、天正11年(15⁽¹⁵¹⁾83)には、鶺鴒の上浜・堂カ谷両家とともにいわゆる初期扶持百姓に任命されている⁽¹⁵²⁾ことからして、中世末期に直郷周辺に領主的基盤を扶植した守護代遊佐氏の被官化することによって、山方一円の地侍的土豪として勢威を振ったと考定されるのである。栃平氏と鶺鴒川周域の窯跡群との有機的関係は、前記西海郷における秦氏と馬縹窯の如く状況判断の域を出るものでなく、その経営形態を知る史料に恵まれないが、近世前期の奥能登には、中世の土豪の名主の系譜を負う豪農が村落、ときに郷を単位として蟠踞していたことが周知されており、そのことが珠洲窯廃絶の基底的要因をなしたと考えられるのである。

すなわち、応仁・文明の乱を契機として若山庄が急速に解体する過程⁽¹⁵³⁾で、守護被官ないし幕府奉公衆等の国人領主が内浦沿岸を分割的に領有するにいたったが、天正中期(1580年代)、前田氏による藩体制創設に当たり、徴税・勸農・軍事を領掌する初期扶持百姓として再編されたのは土豪の名主(豪農)であった。これらの豪農は、寛永年間(1624~44)を画期とする隷属農・小百姓の自立化運動(持高分与・賦役忌避・分村要求等)と藩権力の介入によって弱体化、あるいは解体の方向を辿る。⁽¹⁵⁴⁾その顕著な事例は、若山川上流域の山村地帯を支配した南山氏であって、寛永前期に300石余を領有し、約180人にのぼる隷属労働力を保有していたが、白滝・洲巻地内に居住し、南山家より居屋敷・田畑・山林を与えられた「地之者」は、当時1人1ヵ月15日宛の賦役提供の義務を負っていた。⁽¹⁵⁵⁾かかる1村1百姓的な地主手作経営に基盤をおく近世初期の豪農経営の形成過程、ないしききに郡内に散在する珠洲窯の経営主体とした中世後期の土豪的有力名主の経営形態との関連性に即答を与えることはできないもの

4. 珠洲窯の終焉

⁽¹⁵⁷⁾の、初期扶持百姓に直郷柝平家や秦氏の後身である西海郷常俊家が編成され、「番頭」「刀禰」の姓を冠する家系が見出されることは、その間の系譜的脈絡を知る上で示唆的であり、中世末期の土豪の名主の経営構造を窺知することができる。

ただし、現存史料によって経営実態を確認できる豪農は水田可耕地の狭隘な山村と臨海地に大体限られており、西方寺窯跡群の所在する中小河川流域の穀倉地に安易に適用することは慎まねばならないが、珠洲郡の西辺を占める外浦町野郷の時国家の事例等から帰納して、西方寺窯跡群の経営主体かと思される柝平氏も、地主手作を残しながら一方で自作ないし小作経営の一定度の進展がみられ、隷属農の保有が少数かつ分散的な口能登とは異なる、奥能登型豪農の類型と規定することが許されるであろう。その場合、これら豪農＝初期扶持百姓の職務とされた船裁許、山裁許の権限もまた、窯業生産と製品の流通維持の基礎的条件として改めて留意すべきかと思われる。外浦西海郷のことであるが、加賀藩における近世農政機構確立の指標とされる改作法施行後も、当該地区の「山支配」が中世末期の土豪の名主の家系を負う友貞以下9名によって掌握されていた事実は、惣村による山野の共有が実現をみていた越前窯とは、段階を異にする生産的規定性を生じたはずである。

このように、中世末期の珠洲窯の経営主体が法住寺とその支坊西方寺と一定の経済的権益を結びつつも、依然土豪の名主の領掌下におかれていたとすれば、西方寺地区への窯跡の偏在中核支群が最後まで稼動しつづけたと言うだけでなく、あるいは先行する法住寺・郷・烏屋尾の各単位群に表徴される柝平氏等の土豪の名主の個別的経営から統合的経営への改組を示唆するかとも思われるが、西方寺単位群が第IV期以降他の単位群と併存して継起的に操業していることからみて、やはり単独の経営主を想定すべきであろう。しかりとすれば、多数の隷属民の賦役労働を挺手とする土豪の名主経営は、飛躍的増産に不可避的な一定度の分業化と専門化—農業経営からの遊離と組織的な労働力編成、技術者の自立活動の阻止的要因として働き、窯体の大規模化と焼成頻度の増加に伴う莫大な燃料資源の自給に困難を生じたことは想像に難くない。また、珠洲陶器の流通も、私見の如く主として土豪の名主個々の地廻り海運と大形廻船による二重の販売ルートによっていたとして大過なければ、敦賀—蝦夷地間の遠隔地海運権を掌握した港湾富豪商人と結ぶ越前陶器に対抗すべくもなかったことは明らかであろう。さらに言えば、焼山をはじめとする生産手段をほぼ一元的に支配する自己完結的性格の濃厚な経営主としての土豪の名主が、16世紀代を通して広域需給圏を対象とする窯業生産の担い手となるためには、強大な上級領主権力の介入・保護を必要としたが、中世末期の奥能登はその歴史的条件をも欠いていたと言えよう。

結 言

以上、中世後期の珠洲窯を中心とする中世陶器の生産経営構造について、多分に憶測を混じえた推論をめぐらしてきた。これを約言するならば、

(1) 珠洲陶器の生産は、名体制を基礎単位とする庄経済＝本役公事取体系の枠外におかれ、成立当初より国域を越えて流通する民間必需の非自給物資としての基本的性格を保持して推移したと判断される。

(2) 珠洲窯の大部分を包括する若山庄は、中小河川によって生産基盤が分断されるという半島固有の自然条件に、庄領主が在地支配から隔離し、しかも地頭・庄官領主制の展開が概して微弱であると言う史的条件が加わって、臨海各地に蟠踞する刀禰（番頭）級の土豪の有力名主が、主たる直接的な生産の担い手（経営主体）であったと考定される。その経営実態は、おおづかみに言えば、農業経営に直結する漁業・塩業・林業・海運業等の多角的な商品経済活動の一環であったが、単位群の消長および器種・器形の多様性からすると、工人集団の規模を含め窯業製品の生産量ないし非農業所得の過大評価はできないと思われる。これら有力名主層は、原理的には製品の販売を含め閉鎖的自己完結的経営体として存在したと思考されるが、中核支群として推移した宝立支群の場合、領家祈禱所法住寺・白山神社、ないしこれと本末関係を有したとみられる西方寺が焼山の提与を媒体として、単位群に表徴される複数の経営体を統括する立場にあった公算が強い。この間の事情は、越前窯の生産集団に対し、在地の下級庄領主織田寺・劔神社が本所的地位を保持した関係に近いと思われる。

(3) 工人の存在形態について定見を示すことはできず、特に工人集団が独自に組織化され、どの程度主体性を保持し得たか詳らかでないものの、中世後期の珠洲窯の場合、技術的停滞性からすると前記有力名主層の経営体に包摂されたかなり隷属度の強い小規模な生産組織が想定され、季節的な農閑副業として窯業生産に従事したかと思われる。ただし、中世陶器生産工人が給免田受給手工業者として存在した形跡は認めにくく、給免田→座体制という中世手工業の主流をなす生産形態と異なる、在地領主独自の商品経済活動として把握される可能性があり、今後の検討課題としたい。

以上略述した珠洲窯の生産経営構造は、当該地域の商品経済の発達度に拘束されて、窯跡群内部ないし相互での器種別補完関係を成立させ得なかった東日本の分業形態の典型例かと思われるが、基本三種に集約される民間雑器とともに、地方領主層の奢侈的宗教的嗜好に応ずる特注的精良品の生産を持続した点に特質が求められよう。

結 言

ここで、他地域の中世諸窯をも視野に入れ、須恵器系中世窯の衰退・廃絶過程を、中世後期における生産の画期との関連で概観して結びにかえたい⁽¹⁶³⁾。

さて、11世紀後～末期ないし12世紀初頭と、12世紀中葉前後に、1～半世紀程の地域較差をもって展開した中世窯業は、(1)神出窯、三木窯（兵庫県神戸市、三木市）を核とする東播系諸窯、美作山間部の勝間田窯（岡山県勝田郡勝央町）、讃岐の十瓶山窯（香川県綾歌郡綾南町）等瀬戸内海域に生産拠点を擁する近畿・中国・四国と、貯蔵器が輸入陶磁を主体とする、やや特殊な小分業圏を形成した博多（大宰府）周辺を除く九州を包括する西日本、(2)常滑・渥美両窯のほぼ一元的な流通市場となった東海・関東と、在地の須恵器・瓷器折衷系を主体、常滑・渥美両窯の製品を客体に併用した東北を包括する東日本太平洋域、(3)一国ないし半国規模の珠洲系諸窯を連鎖した北東日本海域、の3大分業圏に大別される⁽¹⁶⁴⁾。

このように、中世窯業へ転換当初、一部の広域型中世窯とともに各地に狭域型在地窯が存続し、しかも列島のおよそ4分の3が須恵器系によって占められていたことは、中世前期の窯業生産が、瀬戸内の須恵器と東海の灰釉陶器を転換の挺子にする形で進化した点で、多分に古代末期の生産体制と流通圏を継承する側面をもっていたことは注意すべきであろう。そして、かかる状況は、12世紀中葉前後に開始された、常滑甕類の西日本一円への大量移入が一つの外的契機となって、神出窯にみられる片口鉢の増産、十瓶山窯における中形長胴平底甕の量産に具象される器種別專業示向の加速化、生産地の特定化が進行する反面、地域内部で窯跡群相互間の淘汰を惹起する。

こうした中世前期の体制をうけた、中世後期における窯業生産の動向は、13世紀中葉～14世紀代にかかる器種の限定的量産を示向する遠隔地窯の膨張と、それに伴う地域内部の第2次淘汰の段階から、15～16世紀代にかけて全国的規模ないしこれに準ずる広域分業圏の確立をめぐる、広域型ならびに狭域型中世窯相互間の第3次淘汰へ進展する。そして、瓷器系、須恵器系両中世窯の優劣が決定的となるのは、この第2段階においてであった。

この間の事情をまず畿内周辺の諸窯についてみると、12世紀代に片口鉢を量産し、常滑甕類とともに西日本一帯に広域流通圏を確保した東播系の中核窯は、12世紀中葉頃には臨海地へ移動して生産地の特定化を終え、13世紀初葉以降の魚住赤根川支群（兵庫県明石市）は片口鉢の專業的生産地に転じ、海路による市場の拡大を図った。そして、十瓶山・勝間田両窯が終熄する一方、越前・丹波（兵庫県多紀郡今田町）・信楽窯（滋賀県甲賀郡信楽町・宮町）など瓷器系在地窯の安定的成長、備前窯（岡山県備前市）にみる焼成技術の改良—酸化焰焼成への漸移的移行、あるいは亀山窯（岡

山県倉敷市)の煮沸器の大量併焼への転換等に見られる如く、須恵製・瓦製・土師製、貯蔵器・調理器・煮沸器の併合と分業等、多様な生産形態・系譜・品質較差を内包する中世窯が常滑窯等と相互補完的に併存・完結する、西日本型の中世後期の生産体制への移行が完了した。

これに対し、東日本太平洋域では、常滑窯が渥美窯を廃絶に追い込み、東海・関東から西日本一円を市場化し最大の中世陶器生産地として発展を遂げた。この段階の常滑窯は、窯体規模が全般に大形化し、甕・片口鉢窯と碗皿窯の器種別分業が貫徹したものの、際立った技術改良、生産組織の改変は認められず、基本的に経営規模の拡大が量産の基礎になったと考えられる。そして、需要絶対量の増加は、流通圏の外縁地において瓷器系在地窯による補完形態をとったことは重要である。東北では、創生の須恵器・瓷器折衷系以来の系譜を負う陸奥南部(宮城県)の伊豆沼(栗原郡築館町)、三本木(志田郡三本木町)、白石(白石市)の諸窯、岩磐・岩代(福島県)の大戸窯(会津若松市)、梁川窯(福島市)等、中部高地では、東濃・中津川窯(岐阜県中津川市)、中濃・兼山窯(可児郡兼山町)が新たに出現し、北陸でも、越中山間部の八尾窯(富山県婦負郡八尾町)、越後北部の笹神窯(新潟県北蒲原郡笹神村・安田町)等の小地域窯が14世紀代を通して一時的に転移・稼動した。これらのうち、東北の諸窯は独自の地域分業圏を形成したとみられ、中部高地の諸窯も信濃南部からおそらく美濃の生産地周辺で一定の流通圏を確保したが、北陸ではそれぞれ、越中・飛騨の山間部と越後北部平野に供給されながら、この時期の越前陶器が日本海沿岸域で均一的に若干量検出されるのと同様、圧倒的優勢な珠洲陶器中で若干混用される程度にすぎない。この点は、珠洲窯と流通圏を接する加賀窯(石川県小松市・加賀市)が生産地を保有しない加賀北部で競合し、越前北部へ一部移出されたものの、終始加賀南部を流通基盤とし、14世紀後半代には越前陶器の生産技術系列下に吸収され廃窯に至る事実とあわせ考慮する必要がある。

このように、北東日本海域が、珠洲窯のほぼ単一の分業圏として推移した事情は前述の通りであるが、沿岸域に競立する珠洲系諸窯を廃絶させ、北海道南部を包括する広大な分業圏を形成し得た量産の実態は、前記の如く単位群に表徴される小経営体の増加によって達成された点では、基本的に常滑窯をはじめとする他の中世窯と同様であった。

かくて、当該期の生産増強が、生産技術の革新ないし生産組織の集約化を直接挺子としない拡大再生産であったとしても、商品経済の発展度=分業関係を反映して、様相を異にして進展したことが留意される。すなわち、西日本では、須恵器系陶器は、

結 言

ほぼ魚住窯産の片口鉢のみに限られ器種陶次の局限に達し、越前・信楽・丹波等の瓷器系諸窯が国域を越えた流通圏を形成しはじめ、西日本の大勢が瓷器系の流通基盤に転じつつあった。しかるに、北東日本海域のみ珠洲陶器の分業圏として完結し得たのは、還元焰燻焼技法による製品の堅牢・精質さ、基本三種セットの保持と言う耐久消費財としての性能を保持する限り、瓷器系陶器と何ら遜色がなく、須恵器系であるがゆえに日常用器から排除される条件は存在しなかったのである。

これに対し第2段階は、大名・家臣団の城下集住、町市宿場および港湾の発達等の都市的需要増を背景に、国域をはるかに越えた広域流通圏の掌握をめぐる競合として展開するため、生産量の確保は前段階の比ではなく、生産・流通構造に新たな局面をもたらしたのであった。京畿内・瀬戸内では、備前窯が他の地域窯に先駆けて、15世紀後半頃にはおそらく複数の経営体の統合ないし淘汰を前提とし、40m余の長大ないわゆる鉄砲窯を創出して本格的な量産体制を整え、常滑陶器を段階的に駆逐するとともに、中世前期以降、西日本一帯に流通圏を形成して来た播磨最後の須恵器系窯（魚住窯）を廃絶に導いた。かかる西日本における備前窯の主導的地位の確立が、量産体制と焼き締め技術の向上に支えられただけでなく、京畿経済圏の町衆・大名の嗜好に応じた茶陶器の製作に象徴される、個性的な特産の商品生産に由来することも看過できず、そのことは、工人集団中で傑出した特定の技術者グループ（職人集団）の析出を助長し、北・西・南窯の3地区の大窯に結集した生産組織の集約化に連なる動向として理解されよう。畿内隣接地で瓷器系の地域窯として成立・推移してきた信楽、丹波両窯の当該期における成長は、まさに備前窯の生産形態に追従したものとと言える。

ここで再び北東日本海域に目を転ずると、珠洲窯においては鉄砲窯の採用、片口鉢類の集中的生産に示された量産確保への対応が認められるものの、依然土豪の名主経営に足場をおいていたがゆえに、紐叩打成形、還元焰燻焼の生産技術からの脱脚の方向を見出せぬまま16世紀前半代のうちに終焉を迎え、ここに古墳時代以来連綿と生産されて来た須恵器は、日本列島の日常用器から姿を消すことになる。

この間越前窯は常滑窯同様、民間雑器窯としての性格を持続しながら、北東日本海域一帯を面的に需給圏として征圧した。越前窯にあっても大窯の採用年代はやや不明瞭なもの、劔神社へ営業税的性格の濃厚な窯役銭を納入することによって生産の独占を獲得した平等集団が、個別分散的な名主的経営から焼山の共有と組織的な労働力編成によりつつ、農閑期の効率的利用と製品の規格化と多様化を可能視させる惣村的経営への転換によって、豊富な器種の製作と量産を同時に達成し得たのであった。しかし、需給対象の階層的多様化と地域的拡大は流通媒体者への依存度を著しく強

め、日本海域の海上権を掌握しつつあった敦賀の新興廻船業者＝問屋制商業資本、ないし戦国大名朝倉氏の庇護・統制下におかれ、内陸の流通路および町市宿場の販売権を独占的に領掌したとみられる特権的商人による生産集団の支配が進行していたと予測される。一方、東日本の太平洋域では、15世紀代に至りはじめて東北が常滑陶器単一の分業圏に組み込まれるようで、ここに中世前期の3大分業圏は、西日本＝備前、東日本太平洋域＝常滑、瀬戸・美濃、東日本日本海域＝越前の流通圏として再編される。

このようにみえてくると、中世陶器の生産は、「常時臨戦状態にある大名権力の安定強化をはかる物質的基礎を確保する」ため「職人の被管化・諸役免除等に通ずる身分的地域的編成と大名の“公儀”的論理に立つ領国内営業活動認可権によって、旧来の国人領・村落に結合されていた職人の割拠的な存在形態を解体し、その再編⁽¹⁶⁶⁾」を現実的課題とする戦国大名の領国経済政策に直接組み込まれ、領主権力による農工分離を体験することなく近世社会を迎えたのであった。その意味で、既知の中世末期における手工業生産形態の範疇では類型化し難い側面を有しており、本段階の生産・流通機構を規定したといわれる「首都市場圏」⁽¹⁶⁷⁾論で説かれる戦国大名領国と京畿主要都市を結ぶ求心的構造とは異質な、隔地間交易形態として終始展開したのであった。もちろん、例えば越前陶器の流通権が主として敦賀の問屋制商業資本の領掌下におかれていたとして大過なければ、京畿経済圏の一環に連鎖していたことは否定できないにしても、16世紀代の経済関係を畿内周辺に限定せず全国的規模で俯瞰しようとするれば、中世陶器に代表される民間必需の非自給物資が非求心的なルートで大量に流通していた現実には、決して軽視さるべきでない。近世前期に開拓される西廻り海運に先行する、日本海域における中世陶器の精細な流通実態の究明がまたれる所以である。

(昭和55年2月成稿, 60年12月一部補筆)

註

- (1) 石井進「中世社会論」『岩波講座日本歴史』8(昭和51年)356～358頁。
- (2) 珠洲陶器を標式とし、それと生産技術を共有し合う北陸・東北日本海域の須恵器系中世陶器の汎称(拙稿「加賀珠洲」『世界陶磁全集』3, 昭和52年)他。
- (3) 浜岡賢太郎・水野九右衛門・橋本澄夫・吉岡康暢「古代・中世窯業の地域的特質—北陸」『日本の考古学』VI(昭和42年)186～187頁。
- (4) 間壁忠彦・葎子「備前焼研究ノート(1)(2)(3)」『倉敷考古館研究集報』1・2・5(昭和41・42・43年)。
- (5) 狐塚省蔵・栗野克己・葛原克人「第2章 海底出土の遺物」「第3章 総括」『海底の古備前 水ノ子岩学術調査の記録』(昭和53年)160頁以下。
- (6) 檜崎彰一「古代末期の窯業生産」『日本史研究』79(昭和40年)37頁。

- (7) 間壁前掲「備前焼研究ノート(3)」51頁以下他。
- (8) 「地方窯の展開―能登・珠洲窯の場合」『地方史と考古学』(昭和52年)。
- (9) 三好基之「中世備前焼の交易」前掲『海底の古備前 水ノ子岩学術調査の記録』。なお、以後の文献として、石井進「中世窯業の諸相」『講座日本技術の社会史4 窯業』(昭和59年)がある。
- (10) 珠洲窯跡群の分布および各窯跡・遺物の個別解説は、拙稿「第4章 珠洲古窯跡 第2節 窯跡各説」『珠洲市史』1 (昭和51年) 参照。
- (11) 高堀勝喜・浜岡賢太郎・平田天秋・吉岡他『珠洲法住寺第三号窯』石川県教育委員会・珠洲古窯跡発掘調査委員会 (昭和52年) 19~20頁および95~96頁。
- (12) 以下、越前窯の分布と群構成に関する記述は、水野九右衛門『時代別古越前名品図録』(昭和50年)を基本とし、筆者等が水野・田中氏等のご配慮を得て行った一部現地踏査、および水野古陶磁館・福井県立陶芸館保管資料の観察所見による。なお水野氏は、越前窯を第Ⅰ期(平安末~鎌倉前期)、第Ⅱ期(鎌倉中期)、第Ⅲ期(鎌倉後~室町前期)、第Ⅳ期(室町中期)、第Ⅴ期(室町後期)に大別しておられるが、第Ⅳ期、第Ⅴ期として図示されている遺物は室町後期(16世紀代)とそれに後続する年代観が考えられるものである。このため、本文では時代別時期呼称を使用した。この点は第3項にも関連するので、今後共同討議を図りたい。
- (13) 水野前掲『時代別古越前名品図録』366頁。
- (14) 同上366頁、第27図越前古窯址の時期別分布では、総数160基のうち第Ⅱ・Ⅲ期の窯数は81基とされる。なお、本文の窯跡総数は以後の追認分を加算した概数である。
- (15) 杉崎章・立松宏・磯部幸男他『福住古窯址』新巽ヶ丘団地関係遺跡調査団 (昭和53年)。
- (16) 立松宏『大高山古窯発掘調査報告書』半田市教育委員会 (昭和36年)。
- (17) 檜崎彰一「古代・中世窯業の地域的特質―東海 (V) 中世窯業の成立と展開」『日本の考古学』VI, 杉崎章『常滑の窯』(昭和45年) 他。
- (18) 三渡俊一郎「古窯の操業期間の考察」『考古学研究』35 (昭和37年)。
- (19) 註11文献。
- (20) 製品が窯詰状態のまま遺棄された好例として、愛知県渥美郡田原町坪沢第2号窯が挙げられる(小野田勝一他『渥美半島における古代・中世の窯業遺跡』田原町教育委員会, 昭和46年, 44頁以下)。本窯は全長12.7m, 床面最大幅2.5mの長大な平面舟底状の窯体に、甕類22, 壺類24, 鉢類25, 器台3計74個体と、これら大中形品の間に壺皿1, 904個体が窯詰されていた。
- (21) 法住寺第3号窯は前庭部約50m²(最深部1m弱)が発掘対象とされ、灰原面積は試掘に基づく推定値。なお、昭和53年、特定研究「古文化財」“古陶磁の年代決定に関する研究”の一環として筆者が基本調査を実施した、西方寺第2・3号窯の推定灰原面積は約300m², 最深部約1.5mであった。また、法住寺第3号窯前庭部出土の個体数の算定は、口縁部8分の1以上、底部4分の1以上のいずれかの残存率を目安としたうえ、甕壺類各1対片口鉢類0.7の器種別出土比率を他の窯跡例を参考として、甕壺類各1対片口鉢類1と修正し比例配分したものである。
- (22) 年間焼成回数は生産の組織と規模によって変動するが、ここでは水の子岩海底難破船の一括資料(14世紀後半代)の製作に数基の窯で焼成された最低11人、最高30数人の工人集団の参画を想定する狐塚省蔵氏他の観察所見(註5文献)、江戸中期における越前窯の生産が9~11月の農閑期を利用して行われた事例(後述)等から割り出してみた。
- (23) 註9文献。
- (24) 『平安遺文』10, 補69号。以下、本文所引の文献は、日置謙編『加能古文書』(昭和19年)所収文書、および珠洲市域に関しては前掲書所収以外の関係史料を加えて集成・補正の上表題・解説を付した、東四柳史明「珠洲の中世史料」『珠洲市史』2 (昭和53年)により、特に断らぬ限り後書から引用した。

- (25) 14世紀中葉の「九条家雜掌目安案」（『珠洲の中世史料』64）には、「凡時光（註・日野）縦雖令相伝預所職，依其科被取公之時」云々とみえる。
- (26) 東四柳史明「第4章 中世 第1節 若山荘木郎郷の世界」『内浦町史』（昭和56年）87～89頁。なお、若山立庄の事情と伝領関係、庄官等領主層の動向についても当文献参照。
- (27) 嘉元4年（1306）「永嘉門院暉子内親王使家知申状并御領目録」（『珠洲の中世史料』33）によれば、「形上庄」はかつて鳥羽上皇のもとに集積された八条院領の一つとして昭慶門院（龜山天皇皇女嘉子内親王家）に伝領されていた。
- (28) 越前窯の主要な支群の一つである熊谷支群（現丹生郡宮崎村古屋・熊谷・増谷・増原地区）は、現存する織田庄関係史料には現われず、少なくとも朝倉氏による領国経営に組み込まれた15世紀中葉以降は、庄域外と考えてよい。また、加賀窯の分布圏は中世後期には、少なくとも等持寺領「粟津上保」（元亨2・1322年、小松市津波倉八幡宮獅子頭銘）、「奈多庄」（『地藏菩薩靈驗記』『続群書類従』釈家部）に亘っていたと推定される。なお、浅香山木「中世の技術と手工業者の組織」『岩波講座日本歴史』6（昭和50年）参照。
- (29) 拙稿「珠洲系陶器分布の西限と南限」『歴博』14（昭和60年）。
- (30) 若山庄の取収形態は、日野家関係史料が遺存しないため明細を知ることができず、僅かに本家九条家に対して延慶年間（1308～11）に雑公事綿200両（「九条忠教注給条々」『珠洲の中世史料』35）、この前後に、相析（菜）料・褻装束料（延慶2年「九条忠教遺誡」同上34）、報恩院御八講御布施（綾被物・裏物・畳）、同御影日供料（銭納）、成就宮祭上絹他（「諸御領仏神事役等注文」同上39）を負担していたことが判明するにすぎない。
- (31) 『日本中世の非農業民と天皇』（昭和59年）他。
- (32) 浅香山木「工匠給免田の形成過程」『日本古代手工業史の研究』（昭和46年）、脇田晴子「座の成立と給免田支配」『日本中世商業発達史の研究』（昭和44年）、横井清「荘園体制下の分業形態と手工業」『中世民衆の生活文化』（昭和50年）他。
- (33) 中世陶器が、「か免」（嘉元4・1306年刻銘越前陶器）、「玉だれのこがめ」（今川了俊『道ゆきふり』応安4・1371年）、「香香登・信楽・瀬戸壺」（『桂川地蔵記』上）等とみえるのに対し、「土器」を「かはらけのめん二反」（朝河貫一編『入来院文書』建長2・1250年田文）と明記した例があり、給免田を与えられた土器工が若干名なもの、生産組織・施設が小規模な、主として土師器生産者であったことを物語るものであろう。土師器壺皿類が中世遺跡で大量に消耗されたことは、草戸千軒遺跡第12調査区出土陶磁器の構成が、土師器壺皿類45%、土鍋25%、備前・常滑・龜山系陶器23%、瀬戸美濃陶器1%、瓦質火鉢・香炉類4%、輸入陶磁1%の量比を有し（松下正司「草戸千軒出土の日本陶磁」『草戸千軒』42、昭和51年）、また一乗谷遺跡東新町字齊藤地区で検出されたS D956溝出土物の構成が、土師器64%、越前陶器18%、瀬戸美濃陶器3%、中国陶磁5%他で、一乗谷遺跡の一般的傾向を示すとされること（福井県教育委員会・朝倉氏遺跡調査研究所『一乗谷朝倉氏遺跡』X16頁、昭和54年）にその一端が窺える。
- (34) 網野氏は、工匠給免田を中心に設定された工人の集住する所領単位として、(1)和泉国陶器保、(2)讚岐国土器保、(3)尾張国御器所を挙げられた（註31文献186頁）。(1)は、大膳職陶器寄人が文献にみえる12世紀前半代、あるいは同保の成立が11世紀代に遡るとしても、和泉国内で当該期の須恵器系窯が実在する可能性に乏しく、実態を喪失しながら所領の形成にかかわった工人の職能名を冠したかと思われる。また(2)は、土師器ないし瓦器生産工人が該当するかもしれない。(3)は、瀬戸工人との関連で理解されているが、石井進氏の指摘される通り（註9文献150頁）、(2)とともに国衙に従属する工人組織と結びつくとも考えられる。
- (35) 註2 拙稿他。
- (36) 文治2年（1186）「高勝寺結衆等解状案」（『加能古文書』52）には、「背先例両郷保司経講田擬闕取」とみえ、須須神社・高勝寺の免田を保司某等が押領している。
- (37) 永原慶二「東国における国人領主の存在形態」『日本中世社会構造の研究』（昭和48年）。なお、茂木氏は、嘉元元年（1303）「茂木知盛所領讓状案」（『珠洲市の中世史料』32）を最後

- に若山庄関係史料から姿を消しており、室町政権下では当庄地頭職を喪失したとみられる。
- ③⑧ 弘安7年(1284)、「地頭政所代」某が法住寺白山社の11月御祭田として所々の堀田を寄進したことがみえ(『加能古文書』124)、14世紀中葉には預所日野時光と結託した「地頭職代官」が領家方へ乱入した事件があり(「九条家雑掌目安案」「珠洲の中世史料」64)、茂木氏退転後も若山庄地頭は、現地で執政していないようである。
- ③⑨ 『加能古文書』93。なお、珠洲市黒丸(直郷)に「内並五郎左衛門館」が所在した(橋本澄夫編『加賀・能登城堡館名集』36頁、昭和46年)。
- ④⑩ 同 上132。
- ④⑪ 同 上82。
- ④⑫ 同 上159
- ④⑬ 同 上467。
- ④⑭ 同 上551。
- ④⑮ 同 上593。
- ④⑯ 諸橋家文書(「珠洲の中世史料」195)。
- ④⑰ 『加能古文書』654。至徳3年「惣持寺文書注文」にも「一、本庄殿安堵状 一通 一、本庄殿子息勘解由殿寄進状 一通」を載せる(同上657)。
- ④⑱ 桜井甚一『能登島の文化財』能登島町教育委員会・同文化財保護委員会(昭和49年)30～31頁。
- ④⑲ 註26文献。
- ④⑳ 「日吉社室町殿御社参記」(「珠洲の中世史料」95)。なお、「満家」は將軍の偏諱。
- ⑤① 「九条経教遺誡」(同上96)。
- ⑤② 「本庄宗政書状」「斎藤新右衛門尉書状」(同上107・108)。
- ⑤③ 「歴名土代」(同上155)。
- ⑤④ 「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」(同上158)。
- ⑤⑤ 福田豊彦・佐藤堅一「室町幕府將軍権力に関する一考察—將軍近習を中心として—(上・下)」『日本歴史』228・229(昭和42年)、福田「室町幕府“奉公衆”の研究」北海道武蔵女子短期大学『紀要』3(昭和46年)他。
- ⑤⑥ 「後愚昧記」『後鑑』永和3年8月10日条(「珠洲の中世史料」87)および東四柳史明氏解説。
- ⑤⑦ 日野家と本庄氏の関係は、室町末期の成立とされる『蹇驢嘶余』に「一、能州郡モリ松波千二百貫ノ知行也本城(庄)四百余貫久能利百餘貫也山形(方)不知皆日野殿存知地也」(「珠洲の中世史料」156)と記すところに端的に示されている。なお東四柳氏は、永享9年(1439)、馬継浦海会寺・本光寺の寺領安堵状(『加能古文書』843・844)の発給者備前守源朝臣某等が、本庄氏の被官として在地経営に当たったかと推定される(同上123解題)。
- ⑤⑧ 和嶋俊二「珠洲地方の中世社会からみた珠洲焼」前掲『珠洲法住寺第三号窯』。
- ⑤⑨ 井舟哲全・大広世雄・木下力夫・篠原映之・橋本秀一郎「第2章 個別寺院誌 第2節 真言宗 旭山高照寺」『珠洲市史』2(昭和53年)353頁。
- ⑥⑩ 同上「第6節 曹洞宗 正覚山本光寺」『珠洲市史』2, 408頁。
- ⑥⑪ 『加能古文書』1240。
- ⑥⑫ 同 上875。
- ⑥⑬ 和嶋註58文献117頁。
- ⑥⑭ 『加能古文書』57。
- ⑥⑮ 同 上79。
- ⑥⑯ 浅香年木「中世における地方寺院と村堂(下)」『北陸史学』22(昭和48年)。
- ⑥⑰ 浅香前掲文献34頁。
- ⑥⑱ 『加能古文書』239。
- ⑦⑩ 同 上240。

- 70 同 上79。
- 71 同 上193。
- 72 同 上124。
- 73 同 上159。
- 74 同 上160。
- 75 同 上159。
- 76 同 上207。
- 77 同 上467。
- 78 前記能登島庄向田村の「地頭宗成」(註48)を本庄一族とすれば、向田村落に西接する曲鎮座の大宮神社神主として秦則安(註48)がみえるのも偶然の一致と見做し難い。本庄氏が能登一円に権益を拡大する過程で、秦一族の如き在地小領主を政治基盤としたことを示唆するのではあるまいか。
- 79 『加能古文書』371。
- 80 「珠洲の中世史料」68頁以下所載史料の解説。なお、本庄氏が15世紀代に入っても恒利名に権益を留保していたことは、永享4年(1432)に宗貫、同7年に宗有が恒利名の田地を本光寺に寄進し(『加能古文書』828・835)、同5年には同名散田内の山崩れによる公事免除を承認している(同上831)ことによって知られる。
- 81 『加能古文書』906。
- 82 桜井甚一『石川県銘文集成・経巻仏画編』187～496(昭和48年)、および註66浅香文献。
- 83 和嶋俊二「近世村落の成立」『北陸史学』4(昭和30年)。
- 84 註48文献8～9頁。
- 85 黒川直則氏の「国人領主」,「村落領主」の概念規定(「中世後期の領主制について」『日本史研究』68・昭和38年,「15,16世紀の農民問題」『日本史研究』71・昭和39年)に従えば後者に類別されるが、経営構造が第4項で言及する近世初期の「豪農」に連なる実態をそなえていたとすれば、いわゆる“辺境の長者”,的映像(石茂田正「辺境の長者」『日本古代国家論』第2部・昭和48年)も今後検討しなければならない。
- 86 前掲『時代別古越前名品図録』361頁以下、および田中照久氏の教示による。
- 87 檜崎彰一他「越前古窯址群の調査」『日本考古学協会第32回総会研究発表要旨』(昭和41年)。
- 88 前掲『時代別古越前名品図録』362頁。
- 89 矢尾毅一「戦国時代から近世初頭における古越前生産」『金大考古』6.7合併(昭和57年)。
- 90 註88文献372頁。ただし、水野氏は上松尾群を桃山期とされたが、筆者や田中・小野氏等の現地踏査によって半地上式とみられる窯体付近から採集された陶片は、鉄釉を施釉した一乗谷遺跡(天正元・1573年廃滅)以後のものである。水野氏は、元禄16年(1703)「平等村大差出帳」にみえる「丹生郡岩倉村之山より往古より取来」った「窯之口石」が、登窯の「火ふた」をさす固有の用語であることを手がかりに、登窯の導入を17世紀中葉以前と推定する(前掲書408～409頁)。
- 91 型式分類図・表は、福井県教育委員会・朝倉氏遺跡調査研究所『一乗谷朝倉氏遺跡』I～VII(昭和44～60年)、同上『朝倉氏遺跡発掘調査報告書(朝倉館跡の調査)』I(昭和54年)、同上『県道鯖江・美山線改良工事に伴う発掘調査報告書』(昭和58年)、前掲『時代別古越前名品図録』、小松市立博物館『北陸の古陶』(昭和51年)、福井県陶芸館『日本海沿岸のやきもの展』(昭和54年)および筆者の実見資料によったほか、一乗谷遺跡出土資料の実見・調査に当たっては河原純之・藤原武二・小野正敏氏他の教示と配意を得て作製した。天正5年の「平等村指出」と刻文を対比検討するため、一乗谷遺跡IV群(推定16世紀中葉前後)の製品を掲出するよう努めたが、甕A類、鉢A類以外の器種の編年的細分は今後に残されている(前掲『県道鯖江・美山線改良工事に伴う発掘調査報告書』33・34頁,59・60頁)他。またそこで、「壺C」「甕A」とされた個体を筆者は型体指数から同一器種における法量差と

み、「甕CⅡ・Ⅲ」として処理した。ご厚情に深謝するとともに、誤りがあれば筆者の責任であることを明記しておく。

- ② 劔神社文書152 (『福井県丹生郡誌』昭和35年、以下同じ)。本史料は平等村のうち劔大明神宮寺神領分のみを指すものである。
- ③ 劔神社文書124。なお、「小なわて左衛門太郎」も織田寺支坊福泉坊に「田島居屋敷等地位銭年貢米」貢納の義務を負う名主的百姓であることが裏付けられる(劔神社文書89)。
- ④ 古田憲司「戦国時代織田庄に出現した散田について」『中世日本の歴史像』(昭和53年)212頁表10。
- ⑤ 筆者の手拓採集分のほか、註90掲出文献による。
- ⑥ 劔神社文書101。
- ⑦ 宮川満「室町後期の土地関係―越前国織田庄を中心に」『中世社会の基礎構造』(昭和33年)、古田註94論文。その後、神田千里氏は名体制の崩壊＝散田化の論旨を批判している(「越前朝倉氏の在地支配の特質」『史学雑誌』89-1, 昭和55年)。
- ⑧ 劔神社文書54。平等地内で屋瓦の焼造は確認されておらず、「瓦屋」を越前陶器の生産者と即断することもできないが、窯業生産従事者であることが屋号ないし通名となった、村落上層農民が存在したことは注目してよいであろう。
- ⑨ 前掲『時代別古越前名品図録』386頁。貯蔵・厨房用の焼き締め陶器が、近世・近代まで農業生産に直結する商品生産形態をとったのは、常滑窯、丹波窯においても同様であった(愛知県教育委員会『窯業民俗資料調査報告2(常滑市)』昭和50年、藪内清編『立杭窯の研究』昭和30年)。
- (100) 劔神社文書30。表題は東四柳氏の教示に従い改訂。
- (101) 宮川註97論文, 347頁第1表。
- (102) 永蔵寺文書19～23 (『敦賀市史 史料編2』昭和53年)。
- (103) 榎崎彰一氏は、越前窯の成立年代を12世紀中葉に求められた(福井県陶芸館『上長佐古窯跡群発掘調査報告書』昭和52年)。織田庄は、建保6年(1218)、高階宗泰の寄進に基づき七条院領として成立をみたが、安貞2年(1228)には妙法院を本家と仰ぐ山門系庄園群の系列に加えられ(『鎌倉遺文』4-2408, 『大日本史料』6-8, 338～339頁)、応仁の乱後は守護朝倉氏による実質上の支配が確立した。この間劔神社による庄支配の実態は明らかでないが、享徳2年(1453)には山門本院東谷檀那院の末寺となっており(劔神社文書4)、朝倉氏の領国形成に伴い山門の支配から離脱した。
- (104) 劔神社文書124。
- (105) 前記天正5年平等村指すの石盛288石7斗5升を、元禄・天保両年度の同村高653石7斗9升1合3勺(牧野信之助『福井県史』2, 75頁)で除し、一応の目安とした。
- (106) 劔神社文書30。
- (107) 前出「劔大明神宮寺算用状」には、「給田直納分」として3反から1町の給田を支給された、劔神社膝下の市場や上野の大工・鍛冶・土器・檜物大工がみえるが、すでに給田分米は一般のそれと同額であって、実質的に庄領主の支配から離脱・自立する条件をそなえながら領主側の要請によって中世前期の関係を留保しているかとみられる。
- (108) 河村昭一氏は、朝倉氏領国の土地支配の基調が名体制の再編・維持にあったと論じられた(「戦国大名朝倉氏の領国支配と名体制」『史学研究』123, 昭和49年)。少なくとも16世紀前半までの劔神社の在地支配力の過少評価は慎しむべきであろう。
- (109) 劔神社文書53。
- (110) 同上98。
- (111) 朝倉氏の領国経済については、牧野信之助「第4章 戦国時代 第1節 朝倉氏と越前、第5節 都市の発達2」(『福井県史』1, 大正9年, 368頁以下および504頁以下)に概説的叙述がある。なお、神田氏は註97文献で、「領国の出入口(特に京都への出入口)を押えている代りに、国内の商人を押えていない」(同上41頁)朝倉氏の流通支配の脆弱さを指摘され

- た。
- (112) 脇田晴子「敦賀湾の廻運について—河野舟と浦, 山内馬借—」『日本海海運史の研究』(昭和42年)。
- (113) 越知山文書5(『福井県丹生郡誌』)。
- (114) 同 上43。
- (115) 同 上52。
- (116) 神明神社文書9(牧野信之助編『越前若狭古文書選』298~299頁)。
- (117) 大滝神社文書10(同上280頁)。なお、小葉田淳編著『岡本村史』本文編・史料編(昭和31年)参照。
- (118) 赤羽一郎・小野田勝一『常滑渥美』日本陶磁全集8(昭和52年)54~55頁。
- (119) 註112文献。
- (120) 山口徹「小浜・敦賀における近世初期豪商の存在形態—幕藩体制の成立に関連して—」『歴史学研究』248(昭和35年)。
- (121) 註9三好文献。
- (122) 滋賀県教育委員会『観音寺城跡整備調査報告書』(昭和46年), 湖北町教育委員会『史跡小谷城跡環境整備事業報告書』(昭和51年)他。
- (123) 脇田晴子「中世商工業座の構造と展開—大和の場合—」『日本中世商業発達史の研究』(昭和44年)。
- (124) 註3文献181~182頁, 檜崎彰一『日本の陶磁・古代中世編3』(昭和49年)他。
- (125) 西野秀和『鳥越城跡』鳥越村教育委員会(昭和54年)。
- (126) 拙稿「珠洲系陶器の歴年代基準資料」『北陸の考古学』(昭和58年)。
- (127) 註3文献188頁。
- (128) 檜崎彰一「古代・中世窯業の技術の発展と展開」『日本の考古学』VI(昭和42年), 同「北陸の中世窯について」『北陸の古陶』小松市立博物館(昭和51年)他。
- (129) 檜崎彰一「渥美古窯址の一性格」『渥美半島古窯址群』日本陶磁協会(昭和40年)。
- (130) 拙稿「中世陶器の生産と流通(2)」『考古学研究』110(昭和56年)。
- (131) 上野与一「加賀古陶—加賀中世の窯業について」金沢大学日本海域研究所『日本海域研究所報告』5(昭和48年), 拙稿「加賀珠洲」『世界陶磁全集』3(昭和52年)他。
- (132) 「中世各窯址出土のX線回析図」『時代別越前名品図録』403頁以下。
- (133) 拙稿「Ⅱ 2北陸地区(石川県珠洲市西方寺窯跡群の調査)」『自然科学の手法による遺跡・古文化財等の研究』(昭和55年)。
- (134) 註4間壁文献。
- (135) 葛原克人・河本清他「不老山古備前窯址」『埋蔵文化財発掘調査報告』岡山県教育委員会(昭和47年)。ただし、報告者が本窯を第IV期前半に比定するのに対し、間壁忠彦氏はやや新しい段階の所産と考え(「備前」『世界陶磁全集』3, 301頁), 歴年代の適用について統一見解に達していないようである。
- (136) 伊藤晃・上西節雄『備前』日本陶磁全集10(昭和52年)47頁。
- (137) 桂又三郎『備前』陶磁大系10(昭和48年), 水野恭一郎「中世茶の湯の普及と備前焼」『武家時代の政治と文化』(昭和50年)他。
- (138) 註4文献54~55頁。
- (139) 橋本久和「高槻市出土の中世陶器類について」『摂河泉文化資料』17(昭和54年), 宇野隆夫「後半期の須恵器—平安京・京都出土品にみる中世的様相の形成—」『史林』67—6(昭和59年)他。
- (140) 註118赤羽文献53~55頁。
- (141) 註135文献では, 不老山東口窯出土の片口鉢は80~90%近いとされる(同書26頁)。
- (142) 註118赤羽文献54~55頁。
- (143) 檜崎彰一『瀬戸美濃』日本陶磁全集9(昭和51年), 美濃古窯研究会編『美濃の古陶』

(昭和51年)他。

- (144) 三上次男「古代末・中世初における瀬戸地方の作窯技術とその発達」『東京大学教養部人文科学科歴史学教室紀要・古代研究第2』(昭和30年), 註128檜崎文献102~103頁。
- (145) 土岐市教育委員会『土岐市中央自動車道関連遺跡』(昭和46年), 檜崎彰一・井上喜久男『妙土窯跡発掘調査報告』笠原町教育委員会(昭和51年)他。
- (146) 註10吉岡・平田文献。西方寺第2・3号窯の予備調査(註133文献)の結果, 第V・VI期の窯体構造も半地下式と推定された。
- (147) 比較的まとまった資料として, 青森市尻八館遺跡(三上次男・岩本義雄・大橋康二他『尻八館調査報告書』青森県立郷土館, 昭和56年), 青森県南津軽郡浪岡町浪岡城跡(佐藤仁・村越潔『浪岡城跡』昭和53年), 秋田市後城遺跡(小松正夫・日野久・石郷岡誠一『後城遺跡発掘調査報告書』秋田市教育委員会, 昭和56年)等を挙げることができる。これら土師質ないし瓦質片口鉢類の編年の位置はなお精査を要するが, 後城遺跡では第VI期の珠洲系陶器より上層から出土したとされる。
- (148) 『珠洲市史』3(昭和51年)103頁以下。
- (149) 註58文献122頁。
- (150) 『加能古文書』1094。
- (151) 同上1366。
- (152) 『珠洲市史』3, 13頁。
- (153) 「経覚私要鈔」宝徳2年(1450)2月9日条(「珠洲の中世史料」134)他。
- (154) 「天文年中旧書写」(同上195)。
- (155) 和嶋俊二「能登若山荘の土豪“南山氏,”」『北陸史学』1(昭和28年), 同「近世本百姓の成立」『日本歴史』121(昭和33年), 同「近世村落の成立」『北陸史学』4(昭和30年), 高沢裕一「近世前期奥能登の村落類型」『金沢大学法文学部論集・史学編』13(昭和41年)。
- (156) 前掲和嶋「能登若山荘の土豪“南山氏,”」。
- (157) 和嶋氏は町野川河口に本拠を構える時国家の地主手作経営の成立を, 文明15年(1483)の創建にかかる建坪240坪を有する主屋の存在から室町中期に求め, 20町余の田地後背地の400町歩におよぶ広大な山林を包括する一円名であったと推定される(「第3章 第3節 中世の産業文化」『輪島市史・通史』(昭和51年)124~125頁)。
- (158) 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』上(昭和45年)90~91頁。
- (159) 前掲書146頁。
- (160) 若林「加賀藩初期海運史料覚書一その1, 大坂登米以前」『金沢大学教育学部紀要』11(昭和38年)。
- (161) 註155和嶋「近世村落の成立」44~45頁。
- (162) 註130文献。
- (163) 以下掲出の中世窯の概要と文献は, 『世界陶磁全集』3(昭和40年), 『日本やきもの集成』1~12(昭和55~57年)収録の諸論文, 拙稿「平安・鎌倉・室町時代の地方窯跡」『日本の陶磁』東京国立博物館(昭和60年)他参照。
- (164) 拙稿「経外容器からみた初期中世陶器の地域相一須恵系中世陶器を中心に」石川県立郷土資料館『紀要』14(昭和60年)。中世窯業生産にみられる諸画期の設定・評価については, 拙稿註130文献で構想を提示したが, その後, 宇野隆夫氏は註139文献で, 筆者とほぼ同様の観点から, 中世最大の消費都市京都を素材に精細な分析を行っている。
- (165) 鋤柄俊夫「中世信濃の東海系移入雑器—とくに片口捏鉢を中心に—」『考古学と移住・移動』(昭和60年)他。
- (166) 永原慶二「大名領国制の構造」『岩波講座日本歴史』8(昭和51年)240頁, 248頁。
- (167) 脇田晴子「第5章 首都市場圏の形成」前掲『日本中世商業発達史の研究』, 永原慶二「中世都市と市場構造」『日本史を学ぶ』2(昭和50年)他。

- 補註 1** 旧稿の補筆にかかる現地調査に当たり，昭和60年度小山富士夫記念賞基金を利用させていただいた。記念会，および出光美術館と関係各位のご厚情に深謝する。
- 2 昭和61年9月～11月に，国立歴史民俗博物館が主体となって実施した，越前平等岳ノ谷窯（福井県丹生郡織田町平等）の発掘調査によって，中世末から近世初頭に亘る複数の鉄砲窯構造の大形窯窯，および灰原・作業場より構成される生産単位が検証された。これによって，従来空白とされていた当該期の生産構造について一定の展望が得られたので，後日，その成果をふまえ本文の補正を期したい。

（本館 考古研究部）

The Organization of Medieval Porcelain Production as Seen through the Suzu Kilns on Noto Peninsula

YOSHIOKA Yasunobu

Excavation of Medieval (12th to 16th centuries) sites has progressed rapidly in recent years. Along with this, the major questions in Medieval archaeology have shifted away from ceramic typology and chronology to explication of how production and shipping were organized. Conditions are right for a rewriting of Medieval industrial history.

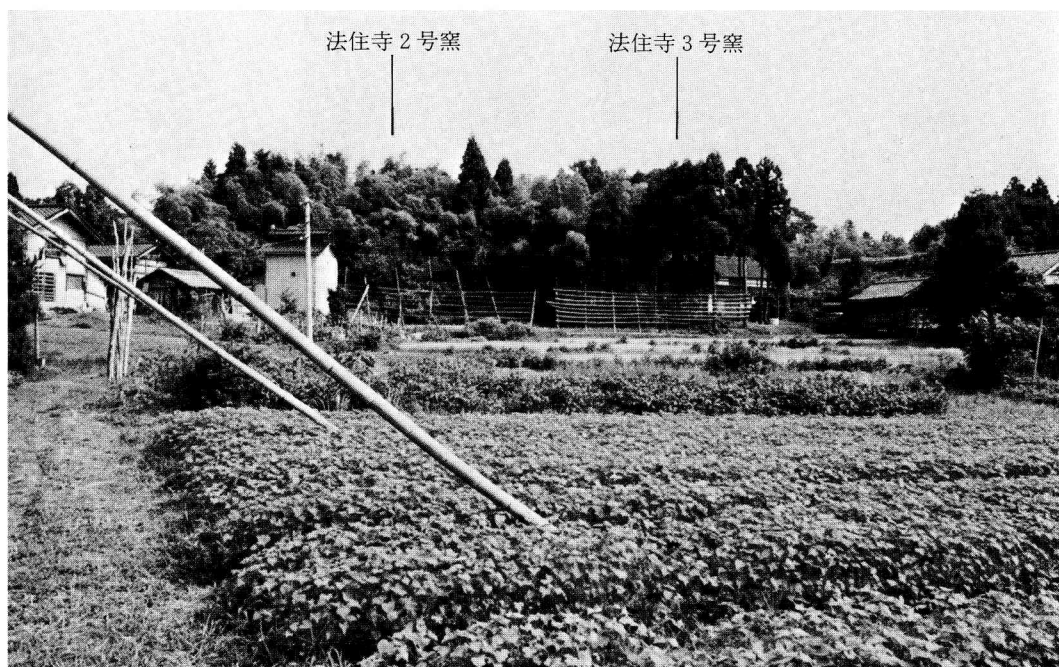
The Suzu kilns were located on the Noto Peninsula, on the Sea of Japan side of Honshu. These kilns produced porcelain throughout most of the Medieval period, and their market spread over the Hokuriku and Tohoku districts into Hokkaido. Through analysis of the potting technology and changes in the kilns themselves, this paper attempts to get a better idea of how the potters lived and of the character of the managers that gave them unity, and it also attempts to clarify what caused the Suzu kilns to decline and be abandoned as the Echizen kilns rose to prominence in the 16th century.

Research data are still insufficient and many central questions remain unanswered. The following is a summary of results to date.

(1) Production and marketing: Many kilns have been found along the small rivers and streams of the Wakayama *sho* (estate). The *myoshu* (rich peasant) who had this region as his economic base was most likely the immediate manager of production. This *myoshu* probably paid a *kujisen* (business fee or tax) to the powerful shrines and temples in exchange for permission to exploit the forests that provided the wood so essential to the kilns. It is not yet clear to what extent the potters were subjected to the *myoshu*. However, besides farming under the regional *myoshu*, the potters probably also engaged seasonally in porcelain production.

(2) Causes of the decline of the Suzu kilns: In the late 15th century, low-priced wares improved in quality and became available in greater quantities. At the same time there was a greater demand for extremely high quality wares. Most likely the Suzu kilns were not able to achieve the reforms in organization and technology necessary to adapt to this more competitive market.

If these conjectures are not seriously in error, an understanding of the system through which Suzu porcelain was at one time marketed throughout nearly one-quarter of the country will prove to be invaluable to Medieval research.



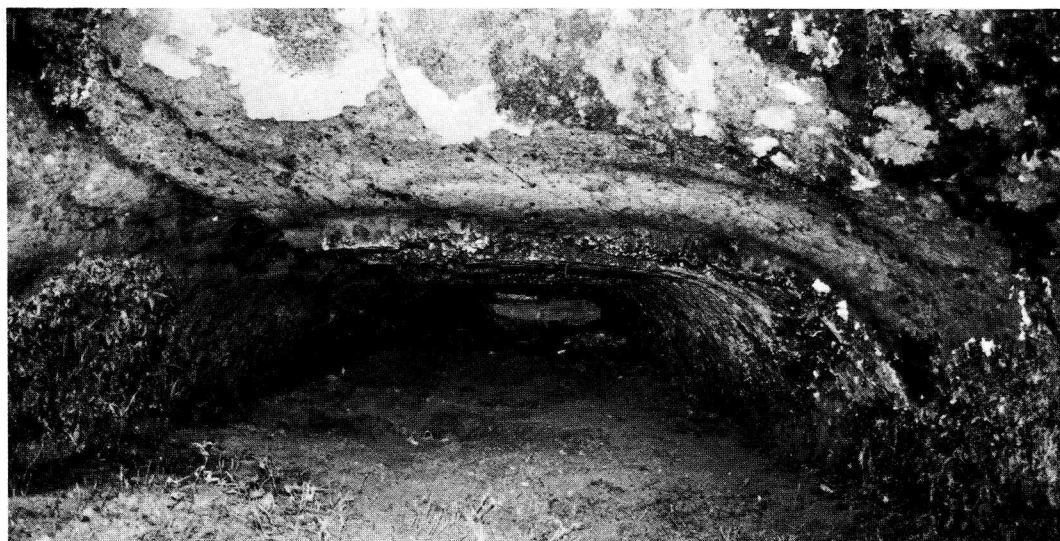
珠洲市法住寺窯跡近景



同 法住寺第3号窯全景



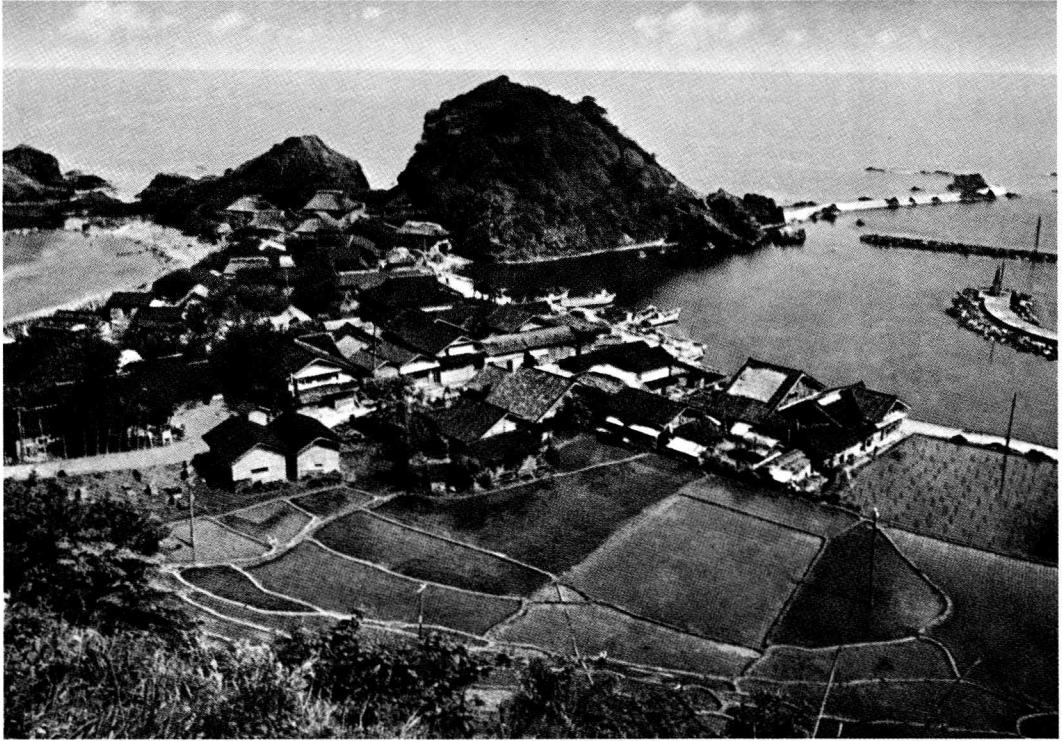
珠州市宝立窯跡群遠景



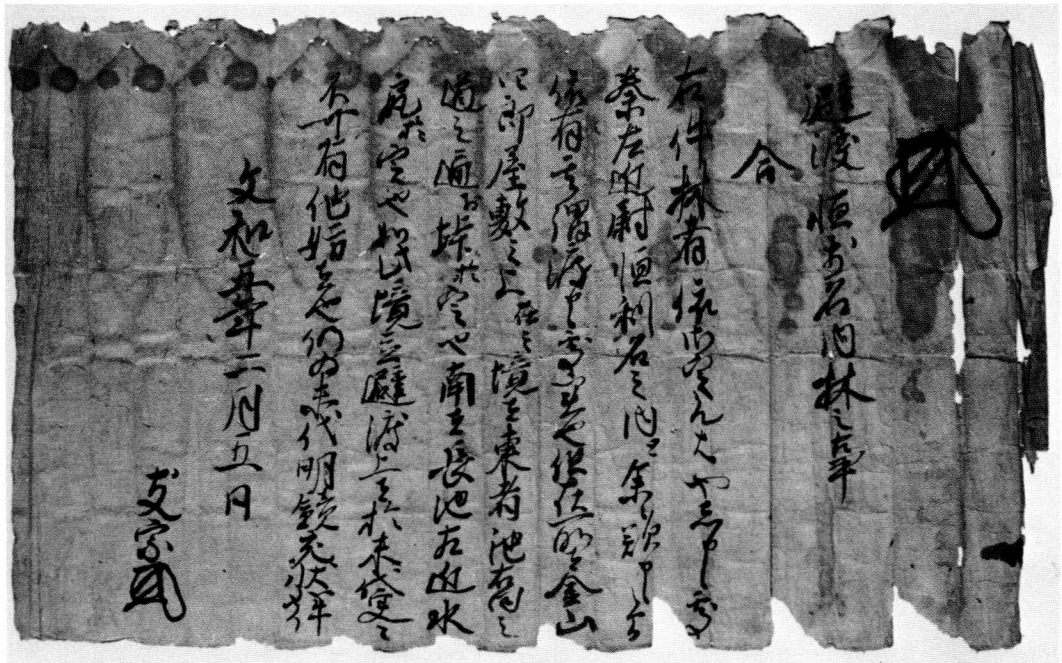
同 西方寺第1号窯全景



同 西方寺第1号窯出土片口鉢



珠洲市高屋港遠景



友宗山林去渡状 (常俊并志家文書)